

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成15年6月27日
【事業年度】	第3期（自平成14年4月1日至平成15年3月31日）
【会社名】	株式会社みずほホールディングス
【英訳名】	Mizuho Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 前田 晃伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	東京 03（3283）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	主計部部长 鈴木 恒徳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	東京 03（3283）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	主計部部长 鈴木 恒徳
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)当連結会計年度の前2連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成12年度	平成13年度	平成14年度
		(自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日)	(自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	5,756,975	5,182,183	3,429,331
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	574,857	△1,349,850	△2,121,621
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	211,260	△976,044	△2,353,424
連結純資産額	百万円	6,254,270	4,731,420	1,531,604
連結総資産額	百万円	163,455,480	151,312,427	127,818,881
連結ベースの1株当たり純資産額	円	450,667.56	295,093.14	△44,261.37
連結ベースの1株当たり当期純利益 (△は連結ベースの1株当たり当期純損失)	円	20,524.13	△108,003.27	△249,644.44
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	20,109.99	—	—
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.39	10.56	9.33
連結自己資本利益率	%	4.5	△28.8	△199.0
連結株価収益率	倍	34.34	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,918,798	6,776,438	△2,229,279
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△3,362,193	1,530,751	△173,227
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△334,763	△697,401	△394,013
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	2,219,805	9,847,366	6,393,720
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	53,503 [17,739]	49,944 [19,159]	38,614 [18,784]

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 平成13年度以前の連結ベースの1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。
3. 平成13年度以前の連結ベースの1株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、連結当期純利益（又は連結当期純損失）から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。
4. 平成14年度から、「連結ベースの1株当たり純資産額」、「連結ベースの1株当たり当期純利益（または当期純損失）」および「連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成13年度および平成14年度は1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国際統一基準を採用しております。
7. 連結株価収益率については、平成13年度は連結当期純損失が計上されているため、また平成14年度は証券取引所への上場を行っていないため記載しておりません。
8. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

次へ

(2) 当社の当事業年度の前2事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月
営業収益	百万円	114,020	123,082	22,282
経常利益	百万円	99,293	100,037	655
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	97,764	98,565	△3,808,386
資本金	百万円	2,572,000	2,572,000	2,442,000
発行済株式総数	株	普通株式 9,205,856.53 優先株式 1,115,411	普通株式 9,430,250.71 優先株式 1,063,000	普通株式 9,430,250.71 優先株式 1,063,000
純資産額	百万円	6,561,407	6,616,479	2,310,083
総資産額	百万円	7,412,632	7,467,735	3,571,762
1株当たり純資産額	円	483,949.97	494,962.03	38,289.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円	普通株式 7,000 第一回第一種優先株式 22,500 第二回第二種優先株式 8,200 第三回第三種優先株式 14,000 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 7,500 第六回第六種優先株式 42,000 第七回第七種優先株式 11,000 第八回第八種優先株式 8,000 第九回第九種優先株式 17,500 第十回第十種優先株式 5,380 (普通株式 3,500 第一回第一種優先株式 11,250 第二回第二種優先株式 4,100 第三回第三種優先株式 7,000 第四回第四種優先株式 23,800 第五回第五種優先株式 3,750 第六回第六種優先株式 21,000 第七回第七種優先株式 5,500 第八回第八種優先株式 4,000 第九回第九種優先株式 8,750 第十回第十種優先株式 2,690)	普通株式 3,500 第一回第一種優先株式 22,500 第二回第二種優先株式 8,200 第三回第三種優先株式 14,000 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 — 第六回第六種優先株式 42,000 第七回第七種優先株式 11,000 第八回第八種優先株式 8,000 第九回第九種優先株式 17,500 第十回第十種優先株式 5,380 (普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第二種優先株式 — 第三回第三種優先株式 — 第四回第四種優先株式 — 第五回第五種優先株式 — 第六回第六種優先株式 — 第七回第七種優先株式 — 第八回第八種優先株式 — 第九回第九種優先株式 — 第十回第十種優先株式 —)	普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第二種優先株式 — 第三回第三種優先株式 — 第四回第四種優先株式 — 第六回第六種優先株式 — 第七回第七種優先株式 — 第八回第八種優先株式 — 第九回第九種優先株式 — 第十回第十種優先株式 — (普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第二種優先株式 — 第三回第三種優先株式 — 第四回第四種優先株式 — 第六回第六種優先株式 — 第七回第七種優先株式 — 第八回第八種優先株式 — 第九回第九種優先株式 — 第十回第十種優先株式 —)

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月
1株当たり当期純利益（△は1株当たり当期純損失）	円	9,404.65	8,286.55	△403,878.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	9,218.80	8,161.61	—
自己資本比率	%	88.51	88.60	64.67
自己資本利益率	%	1.96	1.67	△151.47
株価収益率	倍	74.96	36.44	—
配当性向	%	37.21	43.09	—
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	424	406	46 〔18〕

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第2期（平成14年3月）以前の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
3. 第1期（平成13年3月）の1株当たり配当額には株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の平成13年3月期中間配当金に代えて、平成12年9月27日時点における各行の株主に対して、当社より交付した株式移転交付金の金額を含んでおります。第1期の1株当たり中間配当額として記載しているのは当該移転交付金の金額です。
4. 第2期（平成14年3月）以前の1株当たり当期純利益は、当期純利益から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
5. 第2期（平成14年3月）から自己株式について資本に対する控除項目とされたことから、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、それぞれ発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。
6. 第3期（平成15年3月）から「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益（または当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
7. 第3期（平成15年3月）の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。
8. 株価収益率については、第3期（平成15年3月）は証券取引所への上場を行っていないため、記載しておりません。

2【沿革】

- 平成11年12月 株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行（以下「3行」という。）が、株式移転の方法により共同で完全親会社である当社を設立し「みずほフィナンシャルグループ」として全面的統合を行うことに関する契約書を締結。
- 平成12年6月 3行の定時株主総会及び種類株主総会において、3行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、3行がその完全子会社となることについて承認決議。
- 同 年 9月 3行が共同して株式移転により当社を設立。
当社普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場。
- 同 年 10月 第一勧業証券株式会社、富士証券株式会社及び興銀証券株式会社の合併により、みずほ証券株式会社を設立。
第一勧業富士信託銀行株式会社及び興銀信託銀行株式会社の合併により、みずほ信託銀行株式会社を設立。
- 平成13年3月 当社普通株式をロンドン証券取引所に上場。
- 同 年 5月 みずほ証券株式会社において投資銀行業務を新たに立上げ。
- 平成14年2月 3行の臨時株主総会及び種類株主総会において、子会社管理営業分割によりみずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社を当社の直接の子会社にする事、ならびに会社分割及び合併により3行を株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編することについて承認決議。
- 同 年 4月 株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の営業開始。
みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社を当社の直接の子会社とし、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行と併せた中核4社を柱とする新たな体制を開始。
- 平成15年1月 当社の出資により、株式会社みずほフィナンシャルグループを設立。
当社の臨時株主総会において、同社と株式交換を行うことにより当社が同社の完全子会社となること、及び子会社管理営業分割によりみずほ信託銀行株式会社を同社の直接の子会社とすることについて承認決議。
- 同 年 3月 当社普通株式の東京証券取引所、大阪証券取引所及びロンドン証券取引所における上場を廃止。
みずほアセット信託銀行株式会社及びみずほ信託銀行株式会社が、みずほアセット信託銀行株式会社を存続会社として合併した上で、名称をみずほ信託銀行株式会社に変更。
株式会社みずほフィナンシャルグループとの株式交換の実施により同社の完全子会社となるとともに、子会社管理営業分割によりみずほ信託銀行株式会社を同社の直接の子会社とする。
また、みずほ証券株式会社が株式会社みずほコーポレート銀行の子会社に、みずほインベスターズ証券株式会社が株式会社みずほ銀行の子会社に再編。

3【事業の内容】

当社は、銀行持株会社として、銀行、長期信用銀行、証券専門会社及びその他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理ならびにこれに附帯する業務を行うことを事業目的としております。

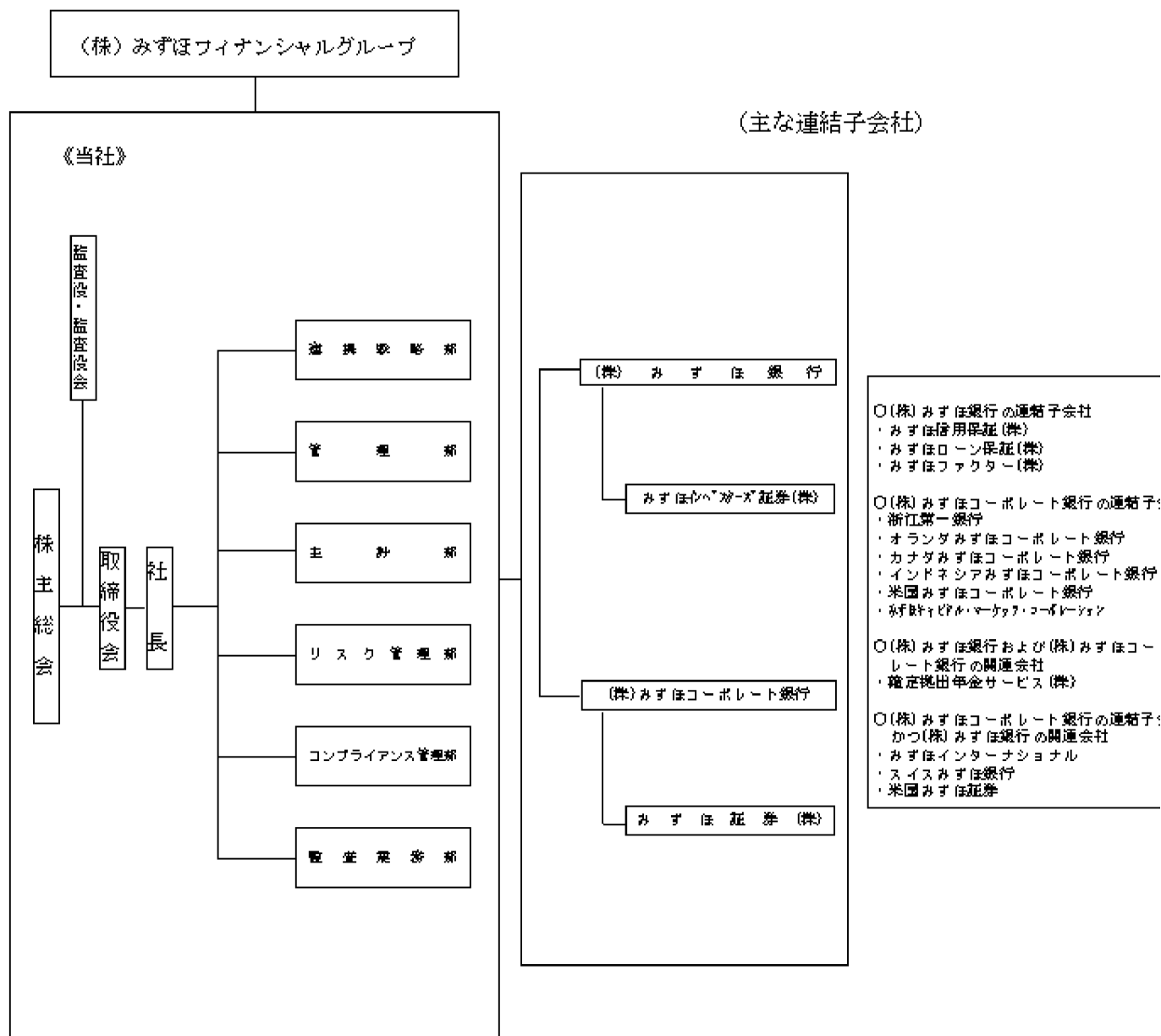
「みずほフィナンシャルグループ」は、当社の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ、その連結子会社138社（当社を含む）及び持分法適用関連会社33社等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、資産運用管理業務などの金融サービスを提供しております。

みずほフィナンシャルグループは、平成15年3月12日、事業再構築を実施しております。この結果、当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループとの株式交換により、同社の完全子会社となりました。また、みずほ証券株式会社を株式会社みずほコーポレート銀行の傘下に、みずほインベスターズ証券株式会社を株式会社みずほ銀行の傘下にそれぞれ再編すると共に、みずほ信託銀行株式会社とみずほアセット信託銀行株式会社の合併により信託業務の一元化を実現いたしました。更に、クレジットカード会社や資産運用会社等に加え、グループ全体の経営インフラを担うシステム関連会社等の戦略子会社についても株式会社みずほフィナンシャルグループの直接子会社といたしました。

当社グループの組織を図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図

(平成15年3月31日現在)



4 【関係会社の状況】

(親会社)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 被所有 割合 (%)	当社との関係内容				
					役員 の 兼任等 (人)	資金 援 助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提 携
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	百万円 1,540,965	金融持株会社	100.0 (-)	5 (5)	—	経営管理	—	—

次へ

(連結子会社)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提 携
株式会社みずほ銀行	東京都 千代田区	百万円 650,000	銀行業務	100.0 (-)	2 (2)	-	経営管理・金銭貸 借関係・事務委託 関係	不動産賃 借関係	-
株式会社みずほコーポ レート銀行	東京都 千代田区	百万円 1,070,965	銀行業務	100.0 (-)	2 (2)	-	経営管理・金銭貸 借関係	不動産賃 借関係	-
みずほ証券株式会社	東京都 千代田区	百万円 150,200	証券業務	100.0 (100.0)	-	-	経営管理	-	-
みずほインベスターズ 証券株式会社	東京都 中央区	百万円 80,288	証券業務	65.5 (65.5) [0.8]	-	-	経営管理	-	-
安生信用保証株式会社	東京都 新宿区	百万円 2,170	信用保証業務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
確定拠出年金サービス 株式会社	東京都 港区	百万円 2,000	確定拠出年金関 連業務	51.0 (51.0)	-	-	-	-	-
ケージー土地建物株式 会社	東京都 豊島区	百万円 100	不動産管理・賃 貸業務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
興銀信用保証株式会社	東京都 千代田区	百万円 2,300	信用保証業務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
ジェーエムシークレジ ット株式会社	東京都 中央区	百万円 200	信用保証業務	5.0 (5.0) [80.0]	-	-	-	-	-
信用管理サービス株式 会社	東京都 港区	百万円 10	金融業務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
総合債権回収株式会社	東京都 中央区	百万円 500	債権管理回収業 務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
株式会社日本投資環境 研究所	東京都 千代田区	百万円 250	コンサルティング 業務、情報提 供サービス業務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
阪神清和土地株式会社	東京都 豊島区	百万円 100	不動産管理・賃 貸業務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
株式会社ビジネス・チ ャレンジド	東京都 町田市	百万円 10	銀行事務代行業 務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
みずほインターナショ ナルビジネスサービス 株式会社	東京都 千代田区	百万円 22	事務受託業務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
みずほインベスターズ ビジネスサービス株式 会社	千葉県 船橋市	百万円 100	事務代行・人材 派遣業務	100.0 (100.0)	-	-	事務委託関係	-	-

次へ

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
みずほコーポレートアドバイザーズ株式会社	東京都千代田区	百万円 300	企業財務アドバイザー業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
みずほ信用保証株式会社	東京都中央区	百万円 13,281	信用保証業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
みずほスタッフ株式会社	東京都千代田区	百万円 90	人材派遣業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
みずほゼネラルサービス株式会社	東京都新宿区	百万円 20	事務受託業務	100.0 (100.0)	—	—	事務委託関係	—	—
みずほ総合管理株式会社	東京都中央区	百万円 300	担保不動産の競落・保有・管理業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	百万円 200	金融技術の調査・研究・開発業務	60.0 (60.0)	—	—	—	—	—
みずほビジネスサービス株式会社	東京都渋谷区	百万円 90	事務受託業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
みずほヒューマンサービス株式会社	東京都千代田区	百万円 10	事務受託業務	100.0 (100.0)	—	—	事務委託関係	—	—
みずほファクター株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	ファクタリング業務	42.7 (42.7) [8.3]	—	—	—	—	—
みずほ不動産調査サービス株式会社	東京都中央区	百万円 60	担保不動産調査・評価業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
みずほマーケティングエキスパートズ株式会社	東京都港区	百万円 20	窓口相談等業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
みずほローンエキスパートズ株式会社	東京都千代田区	百万円 10	ローン事務受託業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
みずほローン保証株式会社	東京都千代田区	百万円 62,500	信用保証業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
10822 TOLLER DRIVE LLC	米国 デラウェア州 ウィルミントン市	千米ドル 5,700	担保不動産保有・管理業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
C. F. Finance Company Limited	中華人民共和 国 香港特別行政 区	千香港ドル 25,000	ファイナンス業務・リース業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
C. F. Overseas, Inc.	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市	千米ドル 4,500	不動産賃貸・管理業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Chekiang First Bank Ltd.	中華人民共和 国 香港特別行政 区	千香港ドル 2,500,000	銀行業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Chekiang First Bank (Luxembourg) S. A.	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市	千米ドル 10,000	オフショア預金受入業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—

次へ

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Chekiang First Bank (Nominees) Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 10	証券投資業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Chekiang First Bank (Trustees) Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 3,000	信託業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Chekiang First Securities Co. Ltd.	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 6,000	証券取引仲介業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Crystal Fund	英国領 ケイマン諸島	千米ドル 1	資産運用業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
DKB Financial Products (HK) Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千米ドル 5,000	清算準備	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
DKB Financial Products (UK) Limited	英国 ロンドン市	千米ドル 0	清算準備	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
FBTC Leasing Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 10	リース業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Fuji Marine Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 1	リース業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Fujilease Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 10	リース業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Honfirst Investment Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 13,000	有価証券先物取引業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Honfirst Land Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 27,000	不動産賃貸・管理業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Honfirst Property Agency Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 5,000	担保不動産売却業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
IBJ Lanston Futures Pte. Ltd.	シンガポール共和国 シンガポール市	千シンガポールドル 5,010	清算準備	92.0 (92.0) [8.0]	—	—	—	—	—
IBJTC & Leasing (USA) Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 200	リース業務	80.0 (80.0) [20.0]	—	—	—	—	—
IBJTC Business Credit Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 9,545	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—

次へ

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提 携
IBJTC Leasing Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 10	リース業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
IBJTC Leasing Corporation-BSC	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 10	リース業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Innovest Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 100	持株会社	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
K2 Trust	米国 デラウェア州 ウィルミントン市	—	事業信託	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
MHCB America Holdings, Inc.	米国 ニュージャージー州 ティーネック市	千米ドル 1	持株会社	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Bank (Switzerland) Ltd.	スイス連邦 チューリッヒ市	千スイスフラン 159,400	証券業務・銀行 業務・信託業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Capital Markets (HK) Limited	中華人民共和 国 香港特別行政 区	千米ドル 5,000	デリバティブズ 業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Capital Markets (UK) Limited	英国 ロンドン市	千米ドル 11,795	デリバティブズ 業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Capital Markets Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 3	デリバティブズ 業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Corporate Asia (HK) Limited	中華人民共和 国 香港特別行政 区	千米ドル 51,200	マーチャントバ ンキング業務・ 証券業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Corporate Asia (Singapore) Limited	シンガポール 共和国 シンガポール 市	千シンガポ ールドル 14,000	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Corporate Australia Ltd.	オーストラ リア ニューサウス ウェールズ州 シドニー市	千豪ドル 56,480	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Corporate Bank (Canada)	カナダ オンタリオ州 トロント市	千カナダドル 165,215	銀行業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Corporate Bank (Germany) Aktiengesellschaft	ドイツ連邦 共和国 ヘッセン州 フランクフル ト・アム・マ イン市	千ユーロ 46,016	銀行業務・証券 業務	83.3 (83.3)	—	—	—	—	—

次へ

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Mizuho Corporate Bank (USA)	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 98,474	銀行業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.	オランダ王国 アムステルダム市	千ユーロ 117,075	銀行業務・証券業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Corporate Bank of California	米国 カリフォルニア州 ロスアンゼルス市	千米ドル 34,000	銀行業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Corporate Brasil Ltda.	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンパウロ市	千ブラジルレアル 81	銀行サンパウロ駐在員事務所補助業務	99.9 (99.9)	—	—	—	—	—
Mizuho Corporate Strategic Investments USA, Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 0	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Finance (Aruba) A. E. C.	オランダ領 アルバ島	千米ドル 10	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Finance (Cayman) Limited	英国領 ケイマン諸島	千米ドル 10	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Finance (Curacao) N. V.	オランダ領 アンティル諸島 キュラソー島	千米ドル 200	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Futures (Singapore) Pte., Ltd	シンガポール共和国 シンガポール市	千シンガポールドル 4,000	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Holdings (Cayman) Limited	英国領 ケイマン諸島	千米ドル 50	金融業務	100.0 (—)	—	—	—	—	—
Mizuho International (Nominees) Limited	英国 ロンドン市	千英ポンド 0	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho International plc	英国 ロンドン市	千英ポンド 257,636	証券業務・銀行業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho JGB Investment Holdings Inc.	米国 デラウェア州 ウィルミントン市	千米ドル 0	持株会社	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho JGB Investment L. L. C.	米国 デラウェア州 ウィルミントン市	千米ドル 200,000	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited	英国領 ケイマン諸島	百万円 2,600	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited	英国領 ケイマン諸島	百万円 2,600	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited	英国領 ケイマン諸島	百万円 2,300	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—

次へ

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited	英国領 ケイマン諸島	百万円 10,000	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited	英国領 ケイマン諸島	百万円 2,400	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital Company L. L. C.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 125,000	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital Holdings Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 0	持株会社	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Securities Asia Limited	中華人民共和 国 香港特別行政 区	千香港ドル 330,000	証券業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Securities USA Inc.	米国 ニュージャージー州 ホーボーケン市	千米ドル 231	証券業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
P. T. Dai-Ichi Kangyo Panin Leasing	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネ シアルピア 25,000	リース業務	52.4 (52.4)	—	—	—	—	—
P. T. Jaya Fuji Leasing Pratama	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネ シアルピア 30,000	リース業務	50.0 (50.0)	—	—	—	—	—
PT. Bank Mizuho Indonesia	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネ シアルピア 396,250	銀行業務	98.8 (98.8)	—	—	—	—	—
SI-II, LLC	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 8,458	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Spring Capital Corporation	英国領 ケイマン諸島	千米ドル 82,000	金融業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Spring Capital Holdings, Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 82,000	持株会社	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
The Bridgeford Group, Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 1,000	M&A業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—

次へ

(持分法適用関連会社)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提 携
株式会社アイ・エス情 報センター	東京都 千代田区	百万円 400	情報サービス業 務	5.0 (5.0) [20.0]	-	-	-	-	-
株式会社インダストリ アル・ディシジョンズ	東京都 港区	百万円 80	コンサルティング 業務	50.0 (50.0)	-	-	-	-	-
興銀ファイナンス株式 会社	東京都 中央区	百万円 500	金融業務	- (-) [100.0]	-	-	-	-	-
興銀リース株式会社	東京都 中央区	百万円 10,168	リース業務	39.4 (39.4) [8.9]	-	-	リース取引関係	-	-
新光証券株式会社	東京都 中央区	百万円 125,167	証券業務	27.3 (27.3)	-	-	-	-	-
株式会社千葉興業銀行	千葉県 千葉市 美浜区	百万円 57,941	銀行業務	18.9 (18.9)	-	-	-	-	-
株式会社ティー・ヴィ ー・シーファイナンス	東京都 中央区	百万円 120	金融業務	10.0 (10.0) [25.0]	-	-	-	-	-
日産リース株式会社	東京都 中央区	百万円 10	リース業務	- (-) [90.0]	-	-	-	-	-
株式会社日室業務セン ター	東京都 文京区	百万円 10	宝くじ証票整理 業務	15.0 (15.0) [15.0]	-	-	-	-	-
日本産業パートナーズ 株式会社	東京都 千代田区	百万円 100	金融業務	33.7 (33.7)	-	-	-	-	-
日本抵当証券株式会社	東京都 中央区	百万円 1,400	抵当証券業務	25.4 (25.4) [17.3]	-	-	-	-	-
株式会社年金住宅サー ビスセンター	東京都 港区	百万円 30	金融業務	15.0 (15.0) [15.0]	-	-	-	-	-
富士銀オペレーション サービス株式会社	東京都 目黒区	百万円 20	システム管理業 務	5.0 (5.0) [45.0]	-	-	事務委託関係	-	-
芙蓉オートリース株式 会社	東京都 中央区	百万円 240	リース業務	5.0 (5.0) [95.0]	-	-	リース取引関係	-	-
芙蓉総合リース株式会 社	東京都 千代田区	百万円 8,101	リース業務	3.3 (3.3) [26.6]	-	-	-	-	-
ベーシック・キャピタ ル・マネジメント株式 会社	東京都 千代田区	百万円 100	金融業務	50.0 (50.0)	-	-	-	-	-
モバイル・インターネ ットキャピタル株式会 社	東京都 港区	百万円 100	ベンチャーキャ ピタル業務	30.0 (30.0)	-	-	-	-	-
ユニバーサルリース株 式会社	東京都 中央区	百万円 50	リース業務	- (-) [90.0]	-	-	-	-	-
株式会社ワールドゲー トウェイ	東京都 千代田区	百万円 300	貿易金融E D I に関する情報通 信事業	25.0 (25.0)	-	-	-	-	-

次へ

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Atlantic Asset Management, L.L.C.	米国 コネティカット州 スタンフォード市	千米ドル 9,491	投資顧問業務	48.7 (48.7)	—	—	—	—	—
Bangkok Fuji Holding Co., Ltd.	タイ王国 バンコック市	千タイバーツ 2,000	持株会社	10.0 (10.0) [18.0]	—	—	—	—	—
Butler, Chapman & Co. LLC	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 8,230	金融アドバイス業務	37.5 (37.5)	—	—	—	—	—
Fuyo General Lease (USA) Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 10,000	金融業務	— (—) [100.0]	—	—	—	—	—
IBJ LEASING (Hong Kong) LTD	中華人民共和國 香港特別行政区	千香港ドル 40,000	リース業務	— (—) [100.0]	—	—	—	—	—
IBJ LEASING (UK) LTD	英国 ロンドン市	千英ポンド 11,000	リース業務	— (—) [100.0]	—	—	—	—	—
IBJ LEASING America Corp	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 14,401	リース業務	— (—) [100.0]	—	—	—	—	—
Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国 バンコック市	千タイバーツ 60,000	リース業務	39.0 (39.0)	—	—	—	—	—
Sathinee Company Limited	タイ王国 バンコック市	千タイバーツ 10,000	有価証券投資業務・コンサルティング業務	— (—) [99.9]	—	—	—	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行であります。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほインベスターズ証券株式会社、新光証券株式会社及び株式会社千葉興業銀行であります。
3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行については、経常収益（連結会社相互間の内部経常収益を除く）の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。この2社の主要な損益情報等は、それぞれの有価証券報告書に記載されております。
5. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
6. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当社の役員（内書き）であります。
7. 平成15年4月1日に、Fujilease CorporationはFBTC Leasing Corp.、IBJTC Leasing Corporation、IBJTC Leasing Corporation-BSCを吸収合併し、MHCB(USA) Leasing & Finance Corporationに社名変更しております。
8. 平成15年4月1日に、Fuji Marine Corporationは、MHCB America Leasing Corporationに社名変更しております。
9. 平成15年5月2日に、Bangkok Fuji Holding Co., Ltd. はMHCB Consulting (Thailand) Co., Ltd.に社名変更しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年3月31日現在

従業員数（人）
38,614 (18,784)

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員18,507人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 従業員数が前期末に比べ11,330人減少したのは、グループ経営体制の再編により、当社は株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行間の連携強化並びに銀行・証券の連携強化を担う中間持株会社に改編され、連結対象会社が減少したこと、並びに株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行において人員削減を進めたことによるものであります。

(2) 当社の従業員数

平成15年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
46 (18)	42.1	19.2	12,728

- (注) 1. 当連結会計年度末現在では嘱託及び臨時従業員はおりませんが、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
2. 平均勤続年数は、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社からの転籍転入者については転籍元会社での勤続年数を通算しております。
3. 平均年間給与は、3月末の当社従業員に対して支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金（株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社からの転籍転入者については転籍元会社で支給されたものを含む。）を合計したものであります。
4. 従業員数が前期末に比べ360人減少したのは、グループ経営体制の再編により、当社は株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行間の連携強化並びに銀行・証券の連携強化を担う中間持株会社に改編されたことによるものであります。
5. 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社における組合員数は9人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

(金融経済環境)

当年度の経済情勢を顧みますと、米国では年度後半にかけて個人消費や鉱工業生産の減速感が強まり、景気はやや停滞傾向に転じました。欧州諸国でも設備投資の減少が続いているほか、個人消費の伸びも大幅に鈍化するなど、景気は停滞しました。一方、アジアでは輸出の増加により景気回復傾向が続きました。総じて、世界経済は緩やかな回復基調にありましたが、年末以降はイラク情勢の緊迫化もあって、停滞感が強まりました。

我が国では、年度前半は輸出増加等による外需主導の回復過程を辿りましたが、デフレの長期化等により内需の本格的な回復には至らず、企業売上高は低迷し、設備投資も低水準で推移しました。年末以降は、雇用や所得環境の悪化に伴い個人消費の伸びも鈍化し、景気の先行き不透明感が一層強まりました。こうした中、政府は構造改革をさらに加速しつつ、それに伴うデフレの進行を防ぐために、平成14年10月に改革加速のための総合対策を決定いたしました。

金融資本市場においては、長期金利が過去最低水準を記録する一方で、株価は平成14年半ば以降、ほぼ一貫して下落し続けました。日本銀行は平成14年11月に銀行保有株式の買取りを開始し、金融庁も平成15年3月に株式市場の運営適正化について対策を講じましたが、世界的な株式市況の低迷もあって、株価はいわゆるバブル経済崩壊後の最安値圏で推移しました。

金融に関しては、政府は平成14年10月にペイオフ全面解禁の延期を決定するとともに、主要行の不良債権問題の早期解決を図るべく、金融再生プログラムを策定しました。また、金融の再生と企業・産業再生を一体的に推進する必要があるとの認識が高まり、産業再生機構の創設などを含む方策が決定されました。金融機関においては、株式市場の不振や企業倒産が高水準で推移する等の厳しい経営環境の下、不良債権の最終処理の加速と経営基盤の抜本的な強化が極めて重要かつ喫緊の課題となっております。

(業績の概況)

当連結会計年度の連結経常収益は3兆4,293億円、連結経常損失は2兆1,216億円、連結当期純損失は2兆3,534億円となりました。

資金運用収支は、国内資金需要の低迷など厳しい収益環境の中、前年度比2,722億円減少し1兆2,568億円となりました。信託報酬は、前年度比10億円増加し554億円となり、役員取引等収支は、前年度比916億円減少し4,094億円となりました。特定取引収支は、商品有価証券収益などの増加により、前年度比656億円増加し2,445億円となり、その他業務収支は、国債等債券損益の増加により前年度比667億円増加し2,667億円となりました。

営業経費につきましては、従来よりコスト削減に取り組んでおり、人件費、物件費の圧縮により、前年度比1,310億円減少し1兆2,371億円となりました。

デフレ経済の進行にともなう企業業績の悪化による不良債権処理に加えて、今後の資産劣化リスクに万全の対応を図り、オフバランス化を一層加速するため、最大限の財務上の手当を行った結果、与信関係費用は2兆923億円となりました。

また、保有株式リスクのさらなる軽減を図るため、保有株式の売却や減損処理を進めた結果、株式関係損益は前年度比1兆446億円減少し、9,279億円の損失となりました。

以上の結果、連結経常損益は前年度比7,717億円減少し、2兆1,216億円の損失となりました。

特別損益は、動産不動産処分損などにより、前年度比563億円減少し、1,316億円の損失となりました。

税金等調整前当期純損益は、前年度比8,280億円減少し2兆2,532億円の損失となりました。

税金等調整前当期純損益に法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、少数株主利益を加味しました連結当期純損益は、前年度比1兆3,773億円減少し2兆3,534億円の損失となりました。

連結自己資本比率（国際統一基準）は、9.33%となっております。

所在地別セグメントは、日本、米州、欧州、アジア・オセアニアに区分して記載しており、海外経常収益は、連結経常収益3兆4,293億円に対して7,050億円となっております。

なお、連結会社は銀行業以外の業務も営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

(2)キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは2兆2,292億円のマイナスとなり、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローは、それぞれ1,732億円、3,940億円のマイナスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、6兆3,937億円となりました。

(3) 国内・海外別収支

当連結会計年度は、資金運用収支は1兆2,568億円、信託報酬は554億円、役務取引等収支は4,094億円、特定取引収支は2,445億円、その他業務収支は2,667億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	1,268,480	318,514	57,865	1,529,130
	当連結会計年度	1,108,588	155,235	6,993	1,256,831
うち資金運用収益	前連結会計年度	1,966,867	1,249,143	195,521	3,020,489
	当連結会計年度	1,530,293	558,898	97,922	1,991,268
うち資金調達費用	前連結会計年度	698,386	930,628	137,655	1,491,359
	当連結会計年度	421,704	403,662	90,929	734,437
信託報酬	前連結会計年度	53,853	598	8	54,443
	当連結会計年度	55,364	95	—	55,460
役務取引等収支	前連結会計年度	427,491	73,248	△341	501,081
	当連結会計年度	377,512	31,845	△70	409,428
うち役務取引等収益	前連結会計年度	455,907	98,796	10,465	544,238
	当連結会計年度	440,341	63,213	13,215	490,339
うち役務取引等費用	前連結会計年度	28,415	25,547	10,806	43,156
	当連結会計年度	62,828	31,367	13,286	80,910
特定取引収支	前連結会計年度	121,981	56,903	—	178,884
	当連結会計年度	133,729	110,795	—	244,524
うち特定取引収益	前連結会計年度	121,981	56,903	—	178,884
	当連結会計年度	133,729	110,795	—	244,524
うち特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
その他業務収支	前連結会計年度	174,401	25,765	173	199,993
	当連結会計年度	273,230	△6,299	176	266,754
うちその他業務収益	前連結会計年度	601,319	50,443	727	651,035
	当連結会計年度	392,504	24,797	329	416,972
うちその他業務費用	前連結会計年度	426,918	24,677	554	451,041
	当連結会計年度	119,273	31,096	153	150,217

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

次へ

(4) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当連結会計年度は、資金運用勘定の平均残高は125兆1,771億円、利息は1兆9,912億円、利回りは1.59%となり、資金調達勘定の平均残高は126兆9,112億円、利息は7,344億円、利回りは0.57%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	112,886,694	1,966,867	1.74
	当連結会計年度	109,894,195	1,530,293	1.39
うち貸出金	前連結会計年度	75,953,861	1,353,528	1.78
	当連結会計年度	69,459,325	1,146,640	1.65
うち有価証券	前連結会計年度	29,350,296	485,094	1.65
	当連結会計年度	24,799,056	324,043	1.30
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	1,143,755	4,153	0.36
	当連結会計年度	5,298,648	1,922	0.03
うち買現先勘定	前連結会計年度	1,187,381	486	0.04
	当連結会計年度	43,998	2	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	2,852,080	770	0.02
うち預け金	前連結会計年度	2,426,319	43,826	1.80
	当連結会計年度	4,403,036	15,319	0.34
資金調達勘定	前連結会計年度	110,576,491	698,386	0.63
	当連結会計年度	112,769,983	421,704	0.37
うち預金	前連結会計年度	60,389,697	200,784	0.33
	当連結会計年度	65,607,026	100,160	0.15
うち譲渡性預金	前連結会計年度	12,291,466	8,062	0.06
	当連結会計年度	8,892,709	4,792	0.05
うち債券	前連結会計年度	16,878,001	170,399	1.01
	当連結会計年度	13,764,275	120,783	0.87
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	8,075,312	8,700	0.10
	当連結会計年度	14,878,934	2,267	0.01
うち売現先勘定	前連結会計年度	2,113,399	752	0.03
	当連結会計年度	735,272	113	0.01
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	3,500,413	8,727	0.24
うち商業・ペーパー	前連結会計年度	1,218,507	1,780	0.14
	当連結会計年度	401,179	593	0.14
うち借入金	前連結会計年度	3,684,341	116,281	3.15
	当連結会計年度	3,312,354	110,333	3.33

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

次へ

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	21,408,254	1,249,143	5.83
	当連結会計年度	18,355,826	558,898	3.04
うち貸出金	前連結会計年度	13,557,183	738,075	5.44
	当連結会計年度	10,159,617	343,354	3.38
うち有価証券	前連結会計年度	1,351,010	100,835	7.46
	当連結会計年度	1,433,075	46,196	3.22
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	757,649	12,539	1.65
	当連結会計年度	568,520	9,151	1.61
うち買現先勘定	前連結会計年度	2,078,376	261,129	12.56
	当連結会計年度	4,558,903	113,974	2.50
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	1,880,876	77,835	4.13
	当連結会計年度	1,360,061	29,517	2.17
資金調達勘定	前連結会計年度	19,503,360	930,628	4.77
	当連結会計年度	15,948,770	403,662	2.53
うち預金	前連結会計年度	9,212,900	284,776	3.09
	当連結会計年度	4,675,307	85,441	1.82
うち譲渡性預金	前連結会計年度	460,150	20,119	4.37
	当連結会計年度	294,694	8,085	2.74
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	3,392	190	5.60
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	221,649	24,032	10.84
	当連結会計年度	152,882	4,756	3.11
うち売現先勘定	前連結会計年度	4,983,622	347,867	6.98
	当連結会計年度	7,635,344	189,807	2.48
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち商業・ペーパー	前連結会計年度	326,686	17,739	5.43
	当連結会計年度	17,502	246	1.40
うち借入金	前連結会計年度	857,460	22,456	2.61
	当連結会計年度	476,906	5,844	1.22

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

次へ

③ 合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	134,294,949	3,630,835	130,664,113	3,216,010	195,521	3,020,489	2.31
	当連結会計年度	128,250,021	3,072,879	125,177,142	2,089,191	97,922	1,991,268	1.59
うち貸出金	前連結会計年度	89,511,044	675,148	88,835,895	2,091,603	32,478	2,059,125	2.31
	当連結会計年度	79,618,942	1,661,606	77,957,336	1,489,994	55,951	1,434,042	1.84
うち有価証券	前連結会計年度	30,701,307	654,706	30,046,600	585,930	69,621	516,308	1.71
	当連結会計年度	26,232,132	776,051	25,456,080	370,239	22,311	347,928	1.36
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	1,901,405	15,076	1,886,328	16,692	44	16,648	0.88
	当連結会計年度	5,867,169	—	5,867,169	11,074	—	11,074	0.18
うち買戻先勘定	前連結会計年度	3,265,757	—	3,265,757	261,616	—	261,616	8.01
	当連結会計年度	4,602,901	368,293	4,234,608	113,977	36	113,940	2.69
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,852,080	5,430	2,846,650	770	—	770	0.02
うち預け金	前連結会計年度	4,307,196	582,810	3,724,386	121,662	15,756	105,905	2.84
	当連結会計年度	5,763,097	256,114	5,506,983	44,836	2,035	42,801	0.77
資金調達勘定	前連結会計年度	130,079,852	3,469,050	126,610,801	1,629,015	137,655	1,491,359	1.17
	当連結会計年度	128,718,754	1,807,553	126,911,200	825,367	90,929	734,437	0.57
うち預金	前連結会計年度	69,602,598	476,683	69,125,914	485,561	15,102	470,458	0.68
	当連結会計年度	70,282,334	222,381	70,059,952	185,602	4,565	181,037	0.25
うち譲渡性預金	前連結会計年度	12,751,616	—	12,751,616	28,182	—	28,182	0.22
	当連結会計年度	9,187,403	—	9,187,403	12,878	—	12,878	0.14
うち債券	前連結会計年度	16,878,001	—	16,878,001	170,399	—	170,399	1.01
	当連結会計年度	13,767,668	400	13,767,267	120,973	49	120,923	0.87
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	8,296,961	16,808	8,280,152	32,732	197	32,535	0.39
	当連結会計年度	15,031,817	4,740	15,027,077	7,023	12	7,011	0.04
うち売戻先勘定	前連結会計年度	7,097,021	1,609	7,095,412	348,619	—	348,619	4.91
	当連結会計年度	8,370,617	5,198	8,365,418	189,921	2	189,919	2.27
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	3,500,413	115	3,500,298	8,727	2	8,724	0.24
うち商業・ペーパー	前連結会計年度	1,545,194	—	1,545,194	19,519	—	19,519	1.26
	当連結会計年度	418,682	—	418,682	839	—	839	0.20
うち借入金	前連結会計年度	4,541,801	846,447	3,695,354	138,737	44,658	94,078	2.54
	当連結会計年度	3,789,260	1,543,907	2,245,353	116,177	71,949	44,228	1.97

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

次へ

(5) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度は、役務取引等収益は4,903億円、役務取引等費用は809億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	455,907	98,796	10,465	544,238
	当連結会計年度	440,341	63,213	13,215	490,339
うち預金・債券・貸出業務	前連結会計年度	59,894	63,877	6	123,765
	当連結会計年度	55,746	25,452	44	81,154
うち為替業務	前連結会計年度	111,354	4,543	9	115,889
	当連結会計年度	108,625	4,813	—	113,438
うち証券関連業務	前連結会計年度	78,482	7,367	701	85,148
	当連結会計年度	62,285	10,763	8,933	64,115
うち代理業務	前連結会計年度	41,088	81	0	41,169
	当連結会計年度	15,266	766	424	15,608
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	6,841	1,645	99	8,387
	当連結会計年度	378	2,286	238	2,426
うち保証業務	前連結会計年度	28,969	11,014	562	39,421
	当連結会計年度	23,870	7,650	772	30,748
うち信託関連業務	前連結会計年度	23,817	—	—	23,817
	当連結会計年度	20,629	2,480	—	23,110
役務取引等費用	前連結会計年度	28,415	25,547	10,806	43,156
	当連結会計年度	62,828	31,367	13,286	80,910
うち為替業務	前連結会計年度	27,380	172	2	27,550
	当連結会計年度	27,702	229	0	27,931

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

次へ

(6) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度は、特定取引収益は2,445億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	121,981	56,903	—	178,884
	当連結会計年度	133,729	110,795	—	244,524
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	18,074	10,861	—	28,935
	当連結会計年度	47,475	17,818	—	65,294
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	3,688	3,179	—	6,868
	当連結会計年度	1,878	3,899	—	5,777
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	97,515	42,399	—	139,915
	当連結会計年度	82,418	89,069	—	171,487
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	2,701	463	—	3,165
	当連結会計年度	1,957	7	—	1,965
特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、国内・海外・合計ごとの純額を表示しております。

次へ

② 特定取引資産・負債の内訳（未残）

当連結会計年度末は、特定取引資産は9兆7,943億円、特定取引負債は6兆1,635億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	6,809,248	2,905,901	1,763,730	7,951,419
	当連結会計年度	8,302,311	3,588,865	2,096,814	9,794,362
うち商品有価証券	前連結会計年度	2,065,287	1,371,958	—	3,437,246
	当連結会計年度	3,887,590	1,383,973	—	5,271,564
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	2,640	—	2	2,638
	当連結会計年度	6,320	—	104	6,216
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	167,479	—	167,479
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	40	—	6	34
	当連結会計年度	5,353	1,853	5,139	2,067
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	3,121,949	1,533,943	1,763,722	2,892,170
	当連結会計年度	3,460,962	2,035,558	2,091,570	3,404,950
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	1,619,329	—	—	1,619,329
	当連結会計年度	942,084	—	—	942,084
特定取引負債	前連結会計年度	4,459,992	2,187,581	1,763,730	4,883,842
	当連結会計年度	5,485,771	2,774,554	2,096,814	6,163,511
うち売付商品債券	前連結会計年度	1,535,781	602,239	—	2,138,021
	当連結会計年度	2,222,871	737,219	—	2,960,091
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	619	—	2	617
	当連結会計年度	2,571	—	104	2,466
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	130,057	—	130,057
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	14	—	6	8
	当連結会計年度	5,219	208	5,139	288
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,923,576	1,585,341	1,763,722	2,745,195
	当連結会計年度	3,255,108	1,907,069	2,091,570	3,070,607
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

次へ

(7) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	68,377,384	6,285,767	533,695	74,129,456
	当連結会計年度	59,236,910	3,497,632	174,558	62,559,984
うち流動性預金	前連結会計年度	36,585,722	481,586	7,917	37,059,391
	当連結会計年度	33,188,116	552,666	3,704	33,737,078
うち定期性預金	前連結会計年度	26,296,885	5,424,936	499,308	31,222,513
	当連結会計年度	21,814,973	2,690,962	124,696	24,381,239
うちその他	前連結会計年度	5,494,777	379,244	26,469	5,847,551
	当連結会計年度	4,233,820	254,003	46,158	4,441,665
譲渡性預金	前連結会計年度	11,124,970	351,809	—	11,476,779
	当連結会計年度	6,486,930	123,500	—	6,610,430
総合計	前連結会計年度	79,502,354	6,637,576	533,695	85,606,235
	当連結会計年度	65,723,840	3,621,133	174,558	69,170,415

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
4. 預金の区分は次のとおりであります。
① 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
② 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(8) 国内・海外別債券残高の状況

○債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
利付債券	前連結会計年度	11,053,094	—	—	11,053,094
	当連結会計年度	9,558,142	—	—	9,558,142
割引債券	前連結会計年度	4,229,789	—	—	4,229,789
	当連結会計年度	2,201,578	—	—	2,201,578
外貨建債券	前連結会計年度	28,006	—	—	28,006
	当連結会計年度	28,217	9,730	1,202	36,745
合計	前連結会計年度	15,310,890	—	—	15,310,890
	当連結会計年度	11,787,937	9,730	1,202	11,796,466

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には、内部取引金額等を記載しております。
4. 「利付債券」には、利付みずほ銀行債券及び利付みずほコーポレート銀行債券を含んでおります。
5. 「割引債券」には、割引みずほ銀行債券を含んでおります。

次へ

(9) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成14年3月31日		平成15年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	74,060,689	100.00	—	—
製造業	11,636,510	15.71	—	—
農業	74,329	0.10	—	—
林業	3,329	0.00	—	—
漁業	65,011	0.09	—	—
鉱業	88,084	0.12	—	—
建設業	2,701,502	3.65	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	1,294,651	1.75	—	—
運輸・通信業	3,992,509	5.39	—	—
卸売・小売業、飲食店	10,610,724	14.33	—	—
金融・保険業	8,930,143	12.06	—	—
不動産業	8,660,465	11.69	—	—
サービス業	11,249,909	15.19	—	—
地方公共団体	242,301	0.33	—	—
その他	14,511,215	19.59	—	—
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	—	—	59,942,192	100.00
製造業	—	—	8,824,738	14.72
農業	—	—	67,588	0.11
林業	—	—	3,080	0.01
漁業	—	—	4,896	0.01
鉱業	—	—	117,591	0.20
建設業	—	—	2,042,599	3.41
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	862,010	1.44
情報通信業	—	—	1,065,782	1.78
運輸業	—	—	2,777,037	4.63
卸売・小売業	—	—	7,962,590	13.28
金融・保険業	—	—	6,590,673	10.99
不動産業	—	—	6,544,708	10.92
各種サービス業	—	—	9,926,352	16.56
地方公共団体	—	—	269,719	0.45
その他	—	—	12,882,824	21.49
海外及び特別国際金融取引勘定分	10,532,967	100.00	5,980,693	100.00
政府等	450,917	4.28	195,409	3.27
金融機関	243,118	2.31	512,095	8.56
その他	9,838,931	93.41	5,273,188	88.17
合計	84,593,656	—	65,922,885	—

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」に係る各業種別の貸出金残高および構成比は、前連結会計年度末は改訂前の日本標準産業分類の区分にもとづき、当連結会計年度末は改訂後の日本標準産業分類の区分にもとづき記載しております。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	特定海外債権残高（百万円）
平成14年3月31日	インドネシア共和国	198,706
	アルゼンチン共和国	11,695
	その他（ 8 か国）	2,244
	合計	212,646
	（資産の総額に対する割合：％）	（ 0.14％）
平成15年3月31日	インドネシア共和国	65,894
	その他（ 5 か国）	4,592
	合計	70,487
	（資産の総額に対する割合：％）	（ 0.05％）

（注） 「特定海外債権引当勘定」の対象となる債権残高を記載しております。

次へ

(10)国内・海外別有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	10,554,751	—	10,554,751
	当連結会計年度	11,218,389	—	11,218,389
地方債	前連結会計年度	372,164	—	372,164
	当連結会計年度	108,135	—	108,135
短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
社債	前連結会計年度	1,071,751	38,230	1,109,982
	当連結会計年度	1,230,707	6,969	1,237,676
株式	前連結会計年度	6,708,121	—	6,708,121
	当連結会計年度	4,250,955	—	4,250,955
その他の証券	前連結会計年度	4,391,444	972,466	5,363,910
	当連結会計年度	4,664,870	940,591	5,605,461
合計	前連結会計年度	23,098,233	1,010,697	24,108,931
	当連結会計年度	21,473,057	947,561	22,420,618

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

次へ

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成14年3月31日	平成15年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	2,572,000	2,442,000
	うち非累積的永久優先株（注1）	974,500	—
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	2,203,747	—
	連結剰余金	46,148	—
	資本剰余金	—	117,726
	利益剰余金	—	△1,269,880
	連結子会社の少数株主持分	952,677	2,067,862
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	872,594	960,236
	その他有価証券の評価差損（△）	559,687	43,279
	自己株式（△）	1,255	—
	為替換算調整勘定	△120,167	△96,589
	営業権相当額（△）	213	—
	連結調整勘定相当額（△）	64,296	—
	計（A）	5,028,952	3,217,838
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	525,594	309,236	
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	391,300	287,386
	一般貸倒引当金	953,410	1,424,984
	負債性資本調達手段等	3,974,533	2,646,998
	うち永久劣後債務（注3）	1,710,020	1,150,742
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注4）	2,264,513	1,496,256
	計	5,319,244	4,359,368
うち自己資本への算入額（B）	5,028,952	3,217,838	
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額（C）	—	—

項目		平成14年3月31日	平成15年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目(注5) (D)	98,354	167,240
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	9,959,551	6,268,436
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	85,791,734	62,131,207
	オフ・バランス取引項目	7,484,829	4,401,714
	信用リスク・アセットの額 (F)	93,276,564	66,532,921
	マーケット・リスク相当額に係る額 (H)/8% (G)	1,012,199	644,127
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	80,975	51,530
	計((F) + (G)) (I)	94,288,763	67,177,049
連結自己資本比率(国際統一基準) = $\frac{E}{I} \times 100$ (%)		10.56	9.33

(注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第5条第1項第5号および第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

次へ

(※) 優先出資証券の概要

当社は、当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の海外特別目的会社が発行している以下の優先出資証券を、当社の「連結自己資本比率」の「基本的項目」に算入しております。

なお、従来、当社が「連結自己資本比率」の「基本的項目」に算入していた優先出資証券の発行体であるMizuho Preferred Capital (Cayman) Limited、Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited、Mizuho Preferred Capital (Cayman) 2 Limited、Mizuho Preferred Capital (Cayman) 5 Limited、Mizuho Preferred Capital (Cayman) 6 Limited、Mizuho Preferred Capital (Cayman) 7 Limitedは、株式会社みずほフィナンシャルグループの設立及び同社と当社との株式交換等のグループの事業再構築に伴い、平成15年3月に株式会社みずほフィナンシャルグループの海外特別目的会社となり、当社の海外特別目的会社ではなくなりました。

1. 株式会社みずほ銀行（以下、「同行」という。）の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「MPCA」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCA優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited (以下、「MPCE」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCE優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	Series A、Series Bともに平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	Series A、Series Bともに変動配当（ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A、Series Bともに変動配当（ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 676億2,000万円 Series B 550億4,000万円
払込日	平成14年2月14日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 同行がMPCAに対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 ② 同行優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 同行がMPCAに対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、同行がMPCAに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 同行がMPCEに対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 ② 同行優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 同行がMPCEに対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、同行がMPCEに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する同行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する同行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。
配当可能利益制限	同行がMPCAに対して、配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。	同行がMPCEに対して、配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。
配当制限	同行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPCA優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	同行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPCE優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	同行優先株式（注2）と同格	同行優先株式（注2）と同格

(注) 1. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に同行が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の④の場合には、その交付は同行の裁量による）であり、損失補填事由とは、同行につき、以下の事由が発生する場合をいう。①同行によりもしくは

同行に対して、清算手続が開始され、または同行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、②会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が同行の債権者に対して送付された場合、③監督当局が、同行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、④自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、⑤債務不履行またはその恐れのある場合、⑥債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 同行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、同行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る同行の配当可能利益から、ある会計年度において同行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に同行優先株式に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、同行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が同行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCA（MPCEの欄についてはMPCE）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当利益は以下のように調整される。

調整後の可処分配当可能利益＝可処分配当可能利益×（パリティ優先出資証券の満額配当の総額）／（パリティ優先出資証券の満額配当の総額＋パラレル証券の満額配当の総額）

4. 配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、同行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

5. 強制配当日

同行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6. パリティ優先出資証券

MPCA（MPCEの欄についてはMPCE）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCA優先出資証券（MPCEの欄については本MPCE優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPCA優先出資証券の総称。

（たとえば、MPCAのケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPCAから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

2. 株式会社みずほコーポレート銀行（以下、「同行」という。）の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.（以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。）	Mizuho JGB Investment L.L.C.（以下、「MJI」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJI優先出資証券」という。）
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月及び12月の最終営業日	毎年6月及び12月の最終営業日
発行総額	10億米ドル	16億米ドル
払込日	平成10年2月23日	平成10年3月16日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。） ① 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ② 同行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算の会社更生計画の認可がなされた場合 ③ 同行優先株式（注2）への配当が停止され、かつ同行がMPCに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知したか、もしくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ④ 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。） ① 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ② 同行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算の会社更生計画の認可がなされた場合 ③ 同行優先株式（注2）への配当が停止され、かつ同行がMJIに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知したか、もしくは本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 ④ 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合
強制配当事由	同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければ	同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本MJI優先出資証券の満額の配当を実施しなければ

	ならない（配当停止条件における②の状態が生じている場合を除く）。	ならない（配当停止条件における②の状態が生じている場合を除く）。
配当可能利益制限	定めなし	定めなし
配当制限	定めなし	定めなし
残余財産請求権	同行優先株式（注2）と同格	同行優先株式（注2）と同格

次へ

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited (以下、「MPCB」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCB優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited (以下、「MPCC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCC優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited (以下、「MPCD」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCD優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	Series A、Series Bともに変動配当（ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A、Series Bともに変動配当（ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	変動配当（ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 497億円 Series B 544億円	1,858億円
払込日	平成14年2月14日	平成14年2月14日	平成14年3月22日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 同行がMPCBに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 ② 同行優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 同行がMPCBに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、同行がMPCBに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 同行がMPCCに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 ② 同行優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 同行がMPCCに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、同行がMPCCに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 同行がMPCDに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 ② 同行優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 同行がMPCDに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、同行がMPCDに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する同行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する同行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する同行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。
配当可能利益制限	同行がMPCBに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。	同行がMPCCに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。	同行がMPCDに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。

配当制限	同行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	同行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	同行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	同行優先株式（注2）と同格	同行優先株式（注2）と同格	同行優先株式（注2）と同格

(注) 1. 配当禁止通知

MPC (MJI) について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc. (MJIについては、Mizuho JGB Investment Holdings Inc.) (米国における発行体の中間持株会社) が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2. 同行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、同行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

4. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に同行がMPCB、MPCC及びMPCDに対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の④の場合には、その交付は同行の裁量による）であり、損失補填事由とは、同行につき、以下の事由が発生する場合をいう。①同行によりもしくは同行に対して、清算手続が開始され、または同行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、②会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が同行の債権者に対して送付された場合、③監督当局が、同行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、④自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、⑤債務不履行またはその恐れのある場合、⑥債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

5. 可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る同行の配当可能利益から、ある会計年度において同行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に同行優先株式、本MPC優先出資証券及び本MJI優先出資証券に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、同行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が同行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCB（MPCC、MPCDの欄については、それぞれMPCC、MPCD）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当利益は以下のように調整される。

調整後の可処分配当可能利益 = 可処分配当可能利益 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

6. 配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、同行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

7. 強制配当日

同行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

8. パリティ優先出資証券

MPCB（MPCC、MPCDの欄については、それぞれMPCC、MPCD）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCB優先出資証券（MPCC、MPCDの欄については、それぞれ本MPCC優先出資証券、本MPCD優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPCB優先出資証券の総称。（たとえば、MPCBでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPCBから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、競争力の向上と収益力の強化を通じて、グループ全体の企業価値の向上と株主の皆さまへの早期復配を実現すべく、「変革・加速プログラム」及び「事業再構築」で発表いたしました施策を迅速かつ確実に実行してまいります。

まず、当社グループの事業戦略の強みである顧客セグメント別の分社メリットを徹底追求し、お客さまのニーズと各社の業務内容に応じた高い専門性を一段と向上させ新たな収益機会の捕捉により、収益力を飛躍的に強化いたします。

みずほ銀行は、利便性の高いネットワークと圧倒的なお客さまのお取引基盤をベースに、顧客セグメントに応じた商品・サービスの開発や業務推進体制の構築により、業界No. 1の住宅ローンや健全な中小企業貸出などの良質資産の増強に努めてまいります。また、店舗統廃合や人員削減の前倒しによる経費圧縮に努め、平成17年度に業務粗利益経費率を40%台前半まで改善いたします。

みずほコーポレート銀行は、アセットに依存した従来型ビジネスモデルから脱却し、市場型間接金融モデルへの早期転換を実現いたします。シンジケーションビジネスやプロダクツビジネスの強化に努め、国内外のお客さまに最先端の金融技術を活かした高付加価値の商品・サービスを提供することで、平成17年度に非金利収入比率50%を目指します。

みずほ証券、みずほインベスターズ証券各社は、それぞれの専門性と戦略分野を一段と強化すると共に、新光証券とも連携し、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行との相互連携を積極的に推進し、グループシナジーを徹底的に追求してまいります。

こうした収益拡大策と同時に、当社及び株式会社みずほフィナンシャルグループならびにみずほ銀行及びみずほコーポレート銀行では、統合合理化効果を徹底的に追求すべくリストラを強化し、人件費・物件費両面にわたるコスト削減を実施いたします。具体的には、従業員数を今後2年間で、さらに3,900人削減し、平成17年3月末24,000人体制を実現いたします。また、店舗の統廃合も前倒しで実施し、平成15年度中に、店舗共同化も含め、国内支店を104か店、海外拠点を6拠点削減いたします。これらの施策により、平成14年度以降4年間にわたり1,900億円の経費削減を行い、平成17年度には7,000億円台前半とすることを目指します。

また、企業再生の早期実現のため、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行の債権のうち、企業再生・リストラニーズのあるお取引先の債権をそれぞれ再生専門子会社に分離・集約するとともに、新たに設立する再生アドバイザー会社により迅速・的確な企業再生スキームを提供する体制を整備してまいります。

なお、当社及びみずほ銀行、みずほコーポレート銀行は、平成14年4月のATM障害ならびに口座振替処理遅延等、及び、平成14年度上期の中小企業向け貸出金実績減少の二点につきまして、監督当局である金融庁より業務改善命令を受けました。私どもといたしましては、かかる処分を真摯に受け止め、グループ内の管理・推進体制の見直しを行っており、その体制の下、引き続き着実な改善に向けて全役職員が全力で取り組んでまいります。

このようなグループ全体の経営課題を確実に実行していくために、当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ傘下の中間持株会社として、グループの中核的役割を担う銀行部門及び証券部門において、みずほ銀行及びみずほコーポレート銀行の間の連携強化及び銀行・証券間の連携強化に努めるとともに、株式会社みずほフィナンシャルグループと共同してリスク管理等の経営管理を実施いたします。

新たなグループ体制への移行及び財務基盤の強化を果たし、私どもみずほフィナンシャルグループは、お客さまへのサービスの飛躍的向上、そして、国内で最も多くのお客さまとお取引いただく金融グループに相応しい競争力・収益力の確保に総力をあげて邁進してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) グループ経営管理契約について

当社は、平成14年4月1日、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社それぞれとの間で、当社が各社に対して行う経営管理に関し、「グループ経営管理契約」を締結いたしました。この契約は、平成12年9月29日の当社設立時に、当社と株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社との間で締結したものを、平成14年4月の当社グループの再編に伴い、見直しのうえで再締結したものであります。

その後、本年3月12日、事業再構築の実施に伴い、同契約を解除し、当社が株式会社みずほフィナンシャルグループと共同で株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社に対して行う経営管理に関し、当社、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び上記各社との間で、「グループ経営管理契約」（三者契約）を締結いたしました。また、当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で当社が当社に対して行う経営管理に関し、「グループ経営管理契約」を締結しております。

(2) 事業再構築について

みずほフィナンシャルグループでは、平成14年12月、事業再構築の実施により総合金融サービス力の強化を図るべく以下の内容の経営体制の再編を発表いたしました。

- ・ グループ総合金融サービス力の飛躍的向上を実現するため、新金融持株会社「株式会社みずほフィナンシャルグループ」を新設
- ・ 株式会社みずほ銀行・株式会社みずほコーポレート銀行両行の連携強化ならびに顧客セグメント別に銀行・証券の連携強化を行うべく銀証持株会社「中間持株会社」を設置
- ・ 信託・資産運用・資産管理部門の戦略的再編を行うとともに同部門を新金融持株会社の直接子会社化

かかる事業再構築に際し、当社は以下の契約を締結し、平成15年3月12日にこれを実施しております。

A. 株式会社みずほフィナンシャルグループとの株式交換契約

① 本件株式交換の目的

本件株式交換は上記「事業再構築」の一環として、当社の完全子会社であった株式会社みずほフィナンシャルグループを新金融持株会社に移行させ、当社がその完全子会社となるためのものであります。

② 本件株式交換の条件等

イ. 株式交換比率

当社の普通株式1株に対して、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式1株を、また、当社の各種優先株式1株に対して、それぞれ同等の内容の株式会社みずほフィナンシャルグループの各種優先株式1株を割当交付いたしました。

(注)

・ 株式交換比率の算定根拠

当社及び株式会社みずほフィナンシャルグループは、本件株式交換に際して、その公正性及び妥当性を確保する観点から、第三者評価機関である株式会社グローバルマネジメント ディレクションズに対し、株式交換比率（当社の株式1株に対して割り当てる株式会社みずほフィナンシャルグループの株式の数の比率）の算定を依頼いたしました。

株式会社グローバル マネジメント ディレクションズは、依頼された手続に基づいて、株式会社みずほフィナンシャルグループの発行済株式のすべてを当社が保有していることを勘案した上で、本件株式交換後の株式会社みずほフィナンシャルグループの1株当たり純資産額等を考慮して、次のとおり株式交換比率を算定しました。

	㈱みずほホールディングス	㈱みずほフィナンシャルグループ
株式交換比率	1	1

当社及び株式会社みずほフィナンシャルグループは、株式会社グローバルマネジメント ディレクションズによる株式交換比率の算定方法及びその結果について慎重に検討するとともに、それを参考に協議を重ねた結果、株式交換比率を上記のとおりとすることに合意いたしました。

・ 株式交換により株式会社みずほフィナンシャルグループが発行する新株式数	
普通株式	9,430,250.71株
第一種優先株式	33,000株
第二種優先株式	100,000株
第三種優先株式	100,000株
第四種優先株式	150,000株
第六種優先株式	150,000株
第七種優先株式	125,000株
第八種優先株式	125,000株
第九種優先株式	140,000株
第十種優先株式	140,000株

ロ. 株式交換交付金

本件株式交換に際し、株式交換交付金の支払いは行っておりません。

B. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行との分割契約

① 本件会社分割の目的

本件会社分割は、当社グループの「事業再構築」の一環として、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行が、吸収分割の方法により、「みずほアセット信託銀行管理営業」を共同で分割し、当社がこれらを承継するためのものであります。

② 本件会社分割の条件等

イ. 分割方式

当社を承継会社とし、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行を分割会社とする分割型吸収分割です。

なお、承継会社である当社にとって、本件会社分割は商法第374条ノ23第1項の簡易分割の要件を充足するものであり、商法第374条ノ17第1項の株主総会による分割契約書の承認を得ずに行ったものです。

ロ. 株式の割当

承継会社である当社は、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の発行済株式のすべてを所有していたので、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の株式に対する当社の株式の割当は一切行っておりません。

ハ. 当社の資本金の額

本件会社分割に際し、当社の資本金の額は増加しておりません。

ニ. 株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の資本金の額

本件会社分割に際し、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の資本金の額は減少しておりません。

ホ. 分割交付金

本件会社分割に際し、分割交付金の支払いは行っておりません。

へ. 当社が承継する権利義務

当社は株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の「みずほアセット信託銀行管理営業」に関する資産、負債及びこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位を承継いたしました。

なお、本件会社分割において当社が両行から承継する義務については、免責的債務引受の方法によっておりません。

ト. 債務履行の見込み

本件会社分割後の分割会社（株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行）及び承継会社（当社）の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。

③ 承継する資産・負債の状況等

イ. 「みずほアセット信託銀行管理営業」の内容

株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行が行っているみずほアセット信託銀行株式会社の経営管理にかかる営業

ロ. 「みずほアセット信託銀行管理営業」の資産・負債の項目及び金額

(平成15年3月11日現在)

資産		負債・資本	
項目	帳簿価額（億円）	項目	帳簿価額（億円）
資産	2,932	負債	2,040
—	—	資本	892
合計	2,932	合計	2,932

C. 株式会社みずほフィナンシャルグループとの分割契約

① 本件会社分割の目的

本件会社分割は、当社グループの「事業再構築」の一環として、当社が、吸収分割の方法により、当社の「信託銀行子会社管理営業」を分割し、株式会社みずほフィナンシャルグループに承継させるためのものです。

(注) なお、平成15年3月12日、当社の完全子会社であったみずほ信託銀行株式会社と、上記B. の会社分割により当社の子会社となったみずほアセット信託銀行株式会社は、本件会社分割に先立ち、合併を行っております。

② 本件会社分割の条件等

イ. 分割方式

当社を分割会社とし、株式会社みずほフィナンシャルグループを承継会社とする分割型吸収分割です。

ロ. 株式の割当

承継会社である株式会社みずほフィナンシャルグループは、上記A. の株式交換実施後、当社の完全親会社となったため、当社の株式に対する株式会社みずほフィナンシャルグループの株式の割当は一切行っておりません。

ハ. 株式会社みずほフィナンシャルグループの資本金の額

本件会社分割に際し、株式会社みずほフィナンシャルグループの資本金の額は増加しておりません。

ニ. 当社の資本金の額

本件会社分割に際し、当社の資本金の額は1,300億円減少いたしました。

ホ. 分割交付金

本件会社分割に際し、分割交付金の支払いは行っておりません。

ヘ. 株式会社みずほフィナンシャルグループが承継する権利義務

株式会社みずほフィナンシャルグループは、当社の「信託銀行子会社管理営業」に関する資産、負債及びこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位を承継いたしました。

なお、本件会社分割において株式会社みずほフィナンシャルグループが当社から承継する義務については、免責的

債務引受の方法によっております。

ト．債務履行の見込み

本件会社分割後の分割会社（当社）及び承継会社（株式会社みずほフィナンシャルグループ）の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。

③ 承継させる資産・負債の状況等

イ．「信託銀行子会社管理営業」の内容

当社が行っている信託銀行子会社の経営管理にかかる営業

ロ．「信託銀行子会社管理営業」の資産・負債の項目及び金額

（平成15年3月11日現在）

資 産		負債・資本	
項 目	帳簿価額（億円）	項 目	帳簿価額（億円）
資産	4,362	負債	100
—	—	資本	4,262
合 計	4,362	合 計	4,362

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、設備投資等につきまして、特筆すべき事象はございませんでした。

連結子会社では、お客さまサービスの向上を図るとともに、合理化・効率化を一層推進するための投資を行いました。

その結果、主要な連結子会社の今年度の投資額は、株式会社みずほ銀行では659億円、株式会社みずほコーポレート銀行では92億円の計751億円であります。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 提出会社

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当社	—	本社	東京地区	事務所	—	—	1,237	1,029	2,266	46

次へ

(2) 連結子会社

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
連結子 会社	株式会社 みずほ銀行	本店ほか6物件	東京地区ほか	店舗・ 事務所	80,532	307,566	102,938	67,901	478,408	4,634
	株式会社 みずほ銀行	丸の内支店ほか307店	東京地区	店舗	106,707 (14,516)	133,987	40,818	23,867	198,673	7,417
	株式会社 みずほ銀行	横浜支店ほか163店	関東地区 (除く東京地区)	店舗	99,575 (15,370)	76,417	21,677	11,031	109,126	2,952
	株式会社 みずほ銀行	札幌支店ほか6店	北海道地区	店舗	6,127 (1,403)	2,160	1,114	464	3,739	170
	株式会社 みずほ銀行	仙台支店ほか13店	東北地区	店舗	15,658 (430)	10,662	1,859	872	13,394	325
	株式会社 みずほ銀行	新潟支店ほか12店	北陸・甲信越地区	店舗	14,151 (423)	8,673	1,646	616	10,936	308
	株式会社 みずほ銀行	名古屋支店ほか22店	東海地区	店舗	18,802 (2,175)	18,204	3,323	1,556	23,084	644
	株式会社 みずほ銀行	大阪支店ほか58店	大阪地区	店舗	42,016 (5,431)	58,773	9,178	4,303	72,255	1,537
	株式会社 みずほ銀行	神戸支店ほか31店	近畿地区 (除く大阪地区)	店舗	29,840 (241)	33,256	11,180	2,264	46,700	682
	株式会社 みずほ銀行	広島支店ほか11店	中国地区	店舗	10,401 (668)	9,258	1,417	601	11,277	262
	株式会社 みずほ銀行	高松支店ほか5店	四国地区	店舗	6,605 (128)	5,511	269	254	6,035	137
	株式会社 みずほ銀行	福岡支店ほか17店	九州・沖縄地区	店舗	16,724 (610)	16,748	2,321	1,059	20,130	428

次へ

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
連結子会社	みずほローン保証株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所ほか	718	1,077	454	73	1,605	180
	みずほ信用保証株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所ほか	120 (15)	25	99	90	214	118
	みずほファクター株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所ほか	—	—	72	69	141	111
	みずほインベスターズ証券株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所・店舗ほか	9,343 (6,938)	4,818	2,426	2,252	9,496	1,591
	株式会社みずほコーポレート銀行	本店ほか	東京地区ほか	店舗・事務所	6,780	76,292	13,497	3,348	93,138	3,558
	株式会社みずほコーポレート銀行	内幸町営業部ほか4営業部	東京地区	店舗	—	—	231	259	490	598
	株式会社みずほコーポレート銀行	横浜営業部	関東地区 (除く東京地区)	店舗	—	—	1	11	12	23
	株式会社みずほコーポレート銀行	札幌営業部	北海道地区	店舗	—	—	2	11	14	24
	株式会社みずほコーポレート銀行	仙台営業部	東北地区	店舗	—	—	1	11	13	28
	株式会社みずほコーポレート銀行	富山営業部	北陸・甲信越地区	店舗	2,834	2,243	568	75	2,886	22
	株式会社みずほコーポレート銀行	名古屋営業部ほか1営業部	東海地区	店舗	—	—	—	25	25	81
	株式会社みずほコーポレート銀行	大阪営業部	大阪地区	店舗	—	—	2	21	23	103
	株式会社みずほコーポレート銀行	京都営業部ほか1営業部	近畿地区 (除く大阪地区)	店舗	—	—	5	18	24	48
	株式会社みずほコーポレート銀行	広島営業部	中国地区	店舗	—	—	1	11	12	22
	株式会社みずほコーポレート銀行	高松営業部	四国地区	店舗	1,983	3,800	995	126	4,922	17
	株式会社みずほコーポレート銀行	福岡営業部	九州・沖縄地区	店舗	—	—	2	15	18	39
	株式会社みずほコーポレート銀行	ニューヨーク支店ほか7店	北米・南米	店舗・事務所	—	—	1,998	2,783	4,782	901
	株式会社みずほコーポレート銀行	ロンドン支店ほか6店	ヨーロッパ・中近東	店舗・事務所	—	—	2,155	2,330	4,485	620
	株式会社みずほコーポレート銀行	ソウル支店ほか24店	アジア・オセアニア	店舗・事務所	—	—	2,028	1,601	3,630	1,628
	Chekiang First Bank Ltd.	本社ほか	中華人民共和国香港特別行政区ほか	店舗	250	143	6,578	3,505	10,227	654
みずほ証券株式会社	本店	東京地区	店舗・事務所	—	—	2,676	2,449	5,126	1,122	
Mizuho International Plc	本社ほか	英国ロンドン市	店舗ほか	—	—	3,367	847	4,214	330	

- (注) 1. 土地の面積欄の（ ）内は、借地の面積（内書き）であります。その年間賃借料は建物も含めみずほ銀行で40,423百万円、みずほコーポレート銀行で22,909百万円の計63,332百万円であります。
2. みずほ銀行の動産は、事務機械102,646百万円、その他14,819百万円であります。
みずほコーポレート銀行の動産は、事務機械9,796百万円、その他7,851百万円であります。
3. みずほ銀行の国内代理店4か所、両替業務を主とした東京中央支店成田空港出張所、本店成田空港第二出張所、本店成田空港サテライト出張所、大阪中央支店関西国際空港出張所、大阪支店関西国際空港第二出張所、店舗外現金自動設備1,067か所（共同設置分7,460か所は除く）は上記に含めて記載しております。また、みずほコーポレート銀行の海外駐在員事務所14か所も、上記に含めて記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において計画中である重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	25,000,000
第一種優先株式	33,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	100,000
第四種優先株式	150,000
第六種優先株式	150,000
第七種優先株式	125,000
第八種優先株式	125,000
第九種優先株式	140,000
第十種優先株式	140,000
計	26,063,000

(注) 「株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成15年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成15年6月27日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	9,430,250.71	同左	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)1.
第一回 第一種 優先株式	33,000	同左	—	(注)2.
第二回 第二種 優先株式	100,000	同左	—	(注)3.
第三回 第三種 優先株式	100,000	同左	—	(注)4.
第四回 第四種 優先株式	150,000	同左	—	(注)5.
第六回 第六種 優先株式	150,000	同左	—	(注)6.
第七回 第七種 優先株式	125,000	同左	—	(注)7.
第八回 第八種 優先株式	125,000	同左	—	(注)8.
第九回 第九種 優先株式	140,000	同左	—	(注)9.
第十回 第十種 優先株式	140,000	同左	—	(注)10.
計	10,493,250.71	同左	—	—

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成15年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの第一回第一種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第一回第一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年22,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき11,250円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき3,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

当社設立の日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 平成15年3月31日現在の転換比率

転換比率は4.000とする。

③ 転換比率の修正

転換比率は、平成13年8月1日以降平成16年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{3,000,000\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とし、また、修正後転換比率が4.000（ただし、下記④に準じて調整される。）（以下「上限転換比率」という。）を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{転換比率}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000,000円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

3. 第二回第二種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,200円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,100円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成16年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。

③ 転換比率の修正

当初転換比率は、平成17年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{転換比率}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

4. 第三回第三種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年14,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。

③ 転換比率の修正

当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{転換比率}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

次へ

5. 第四回第四種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年47,600円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき23,800円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

6. 第六回第六種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年42,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき21,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割は行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

7. 第七回第七種優先株式の大要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株式に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年11,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420,000円を下回る場合は420,000円とする。この場合に使用する時価は、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日とその後平成22年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000,000円を除して得られる数を上限とする。上記「転換比率」とは、2,000,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割は行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

8. 第八回第八種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540,000円を下回る場合は540,000円とする。この場合に使用する時価は、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日とその後平成20年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000,000円を除して得られる数を上限とする。上記「転換比率」とは、2,000,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割は行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

9. 第九回第九種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年17,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は、平成15年9月1日の時価に1.025を乗じ、その結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。ただし、計算の結果当初転換価額が331,000円を下回る場合は、当初転換価額は331,000円（以下「下限転換価額」という。）とする。「平成15年9月1日の時価」とは平成15年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{1,250,000円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、1,250,000円を331,000円で除して得られる数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

10. 第十回第十種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額は、565,000円とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331,000円を下回る場合は、修正後転換価額は331,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、1,250,000円を331,000円で除して得られる数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成12年9月29日～ 平成13年3月31日	—	10,321,267	—	2,572,000	—	3,891,642
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日 (注) 1.	171,983	10,493,250	—	2,572,000	—	3,891,642
平成14年4月1日～ 平成15年3月31日 (注) 2.	—	10,493,250	△130,000	2,442,000	△3,446,969	444,672

(注) 1. 平成14年2月1日に、第五回第五種優先株式の普通株式への一斉転換により、当該優先株式52,411株が減少し、普通株式224,394株が増加となりました。その結果、発行済株式総数は、171,983株の増加となりました。

2. 平成15年2月5日に、資本準備金3,248,642百万円をその他資本剰余金へ振替し、同額が資本準備金から減額されました。平成15年3月12日に効力発生した信託銀行子会社管理営業分割契約により、資本金が130,000百万円、資本準備金が118,327百万円減額されました。また、平成15年3月12日に効力発生したみずほアセット信託銀行管理営業分割契約により、資本準備金が80,000百万円減額されました。

(4) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	9,430,250	—	—	—	9,430,250	0.71
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

② 第一回第一種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	33,000	—	—	—	33,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ 第二回第二種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	100,000	—	—	—	100,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

④ 第三回第三種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	100,000	—	—	—	100,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑤ 第四回第四種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	150,000	—	—	—	150,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑥ 第六回第六種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	150,000	—	—	—	150,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

次へ

⑦ 第七回第七種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	125,000	—	—	—	125,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑧ 第八回第八種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	125,000	—	—	—	125,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑨ 第九回第九種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	140,000	—	—	—	140,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑩ 第十回第十種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	140,000	—	—	—	140,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	9,430,250.71	100.00
計	—	9,430,250.71	100.00

② 第一回第一種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	33,000	100.00
計	—	33,000	100.00

③ 第二回第二種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

④ 第三回第三種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

⑤ 第四回第四種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	150,000	100.00
計	—	150,000	100.00

⑥ 第六回第六種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	150,000	100.00
計	—	150,000	100.00

⑦ 第七回第七種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	125,000	100.00
計	—	125,000	100.00

⑧ 第八回第八種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	125,000	100.00
計	—	125,000	100.00

⑨ 第九回第九種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	140,000	100.00
計	—	140,000	100.00

⑩ 第十回第十種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	140,000	100.00
計	—	140,000	100.00

(注) 平成15年3月12日の株式交換により、当社の主要株主について、以下のような異動がありました。

① 当該異動に係る主要株主の名称

株式会社みずほフィナンシャルグループ

② 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

異動前 0個 (0.00%)

異動後 9,430,250個 (100%)

③ 当該異動の年月日
平成15年3月12日

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成15年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式1,063,000	—	優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式9,430,250	9,430,250	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	普通株式 0.71	—	—
発行済株式総数	10,493,250.71	—	—
総株主の議決権	—	9,430,250	—

② 【自己株式等】

平成15年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2【自己株式の取得等の状況】

- (1) 【定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況】
- ①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】
該当ありません。
- ②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】
該当ありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当ありません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当ありません。

3 【配当政策】

配当に関しましては、財務体質強化の観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案しまして決定させて頂きたいと考えております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月
最高(千円)	964	810	338
最低(千円)	573	198	95.2

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 第3期の最高・最低株価については、平成14年4月1日から当社株式の東京証券取引所における取引最終日である平成15年3月5日までの株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成14年10月	11月	12月	平成15年1月	2月	3月
最高(千円)	275	188	136	136	146	112
最低(千円)	150	95.2	104	96.5	97.4	99.1

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成15年3月の最高・最低株価は、3月3日から3月5日までの株価であります。

5 【役員の状況】

(平成15年6月27日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		前田 晃伸	昭和20年1月2日生	昭和43年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年6月 取締役融資企画部長 平成8年4月 取締役総合企画部長 平成9年5月 常務取締役 平成10年1月 常務取締役公共・金融グループ長 平成11年5月 常務取締役財務統轄役員 平成13年5月 副頭取財務統轄役員(平成14年3月まで) 平成14年1月 当社取締役 平成14年4月 取締役社長(現職) 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役社長(現職)	—
取締役		齋藤 宏	昭和19年3月29日生	昭和41年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成6年6月 取締役営業第六部長 平成7年5月 取締役東京支店長 平成9年2月 常務取締役 平成11年6月 常務取締役コーポレートバンキングユニット長 平成12年6月 常務取締役 平成12年9月 当社常務執行役員大企業・金融法人ビジネスユニット長 平成14年1月 取締役兼常務執行役員大企業・金融法人ビジネスユニット長 平成14年4月 取締役(現職) 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行取締役頭取(現職) 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役(現職)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役		工藤 正	昭和18年7月9日生	昭和42年4月 株式会社第一銀行入行 平成7年6月 株式会社第一勧業銀行取締役業務推進第六部長 平成8年4月 取締役総括部長 平成9年5月 常務取締役総括部長兼業務開発部長 平成9年6月 常務取締役 平成10年5月 専務取締役 平成11年4月 取締役副頭取カスタマー&コンシューマーバンキング・カンパニー担当,カンパニー長(平成14年3月まで) 平成14年1月 当社取締役(現職) 平成14年4月 株式会社みずほ銀行取締役頭取(現職) 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役(現職)	—
取締役		大澤 佳雄	昭和16年2月23日生	昭和39年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成5年6月 取締役証券業務部長 平成7年6月 常務取締役 平成9年6月 興銀証券株式会社顧問 平成9年6月 取締役副社長 平成12年10月 みずほ証券株式会社取締役副社長 平成14年6月 取締役社長(現職) 平成15年3月 当社取締役(現職)	—
取締役		保坂 平	昭和17年9月21日生	昭和40年4月 株式会社日本勧業銀行入行 平成5年6月 株式会社第一勧業銀行取締役大手町支店長 平成5年12月 取締役ロンドン支店長 平成7年5月 常務取締役 平成9年6月 専務取締役 平成11年4月 取締役 平成11年6月 東京ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 平成12年6月 勸角証券株式会社取締役副社長 平成12年10月 みずほインベスターズ証券株式会社取締役副社長 平成14年6月 取締役社長(現職) 平成15年3月 当社取締役(現職)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役		岩井 英司	昭和20年 7 月 27 日生	昭和44年 7 月 株式会社富士銀行入行 平成 9 年 6 月 取締役証券部長 平成10年 4 月 取締役金融プロダクト企画 部長兼アセットマネジメン ト部長 平成11年 6 月 富士証券株式会社専務取締 役 平成12年10月 みずほ証券株式会社常務執 行役員業務管理グループ長 平成14年12月 理事 平成15年 3 月 当社取締役 (現職)	—
取締役		中井 晶一	昭和23年 7 月 22 日生	昭和47年 4 月 株式会社第一勧業銀行入行 平成 9 年10月 審査第一部副部長 平成10年 5 月 人事部付主任調査役 第一 勧業信用組合出向 平成12年10月 神保町支店長 平成14年 4 月 株式会社みずほ銀行神保町 支店長 平成14年10月 業務監査部参事役 平成15年 3 月 当社取締役 (現職)	—
常勤監査役 (常勤)		野田 博明	昭和26年 4 月 24 日生	昭和50年 4 月 株式会社日本興業銀行入行 平成 8 年 4 月 産業調査部主任部員 平成10年 6 月 広報部副部長 平成11年 6 月 広報部長 平成12年 9 月 管理部長 平成13年 3 月 管理部参事役 平成14年 4 月 株式会社みずほコーポレー ト銀行人事部審議役 平成14年12月 人事部付審議役 平成15年 3 月 当社常勤監査役 (現職)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)		長谷川 俊明	昭和23年9月13日生	昭和52年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設 平成8年1月 株式会社富士銀行顧問弁護士 平成12年6月 監査役（平成14年3月まで） 平成12年9月 当社監査役（現職） 平成14年4月 株式会社みずほ銀行監査役（現職） 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ監査役（現職）	—
監査役 (非常勤)		竹内 彰雄	昭和24年2月28日生	昭和46年4月 株式会社富士銀行入行 平成10年1月 海外営業部長 平成11年5月 シンガポール支店長 平成11年6月 取締役シンガポール支店長 平成12年6月 執行役員シンガポール支店長 平成13年4月 常務執行役員シンガポール支店長 平成13年8月 常務執行役員（アジア担当） 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員アジア地域統括役員 平成15年3月 理事 平成15年6月 当社監査役（現職） 平成15年6月 株式会社みずほコーポレート銀行監査役（現職） 平成15年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常勤監査役（現職）	—
計					—

(注) 監査役のうち、長谷川俊明氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前連結会計年度（自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当連結会計年度（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
3. 当社は証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度及び前事業年度の連結財務諸表及び財務諸表については新日本監査法人及び中央青山監査法人により監査証明を受け、当連結会計年度及び当事業年度の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本監査法人により監査証明を受けております。

監査報告書

平成14年6月25日

株式会社みずほホールディングス

取締役社長 前田 晃伸 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 大屋 隆司
関与社員

代表社員 公認会計士 山手 章
関与社員

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 甲良 好夫
関与社員

代表社員 公認会計士 岩原 淳一
関与社員

代表社員 公認会計士 鈴木 啓之
関与社員

代表社員 公認会計士 成澤 和己
関与社員

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の連結財務諸表が株式会社みずほホールディングス及び連結子会社の平成14年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当連結会計年度より、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、その他有価証券及びその他の金銭の信託のうち時価のあるものの評価の方法について金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これにより連結財務諸表を作成している。

以上

(注) 上記は、当社が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前連結会計年度に係る監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の監査報告書

平成15年6月24日

株式会社みずほホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己

関与社員 公認会計士 松村 直季

関与社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほホールディングス及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成15年5月26日に開催の取締役会において資本の減少について決議し、平成15年6月24日開催の定時株主総会において、承認可決した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、「独立監査人の監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)		当連結会計年度末 (平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※9	11,720,134	7.75	7,180,792	5.62
コールローン及び買入手形		942,285	0.62	727,908	0.57
買現先勘定		1,768,766	1.17	3,736,424	2.92
債券貸借取引支払保証金		—	—	6,297,721	4.93
買入金銭債権		604,395	0.40	1,116,160	0.87
特定取引資産	※2,9	7,951,419	5.26	9,794,362	7.66
金銭の信託		69,762	0.05	32,989	0.03
有価証券	※1,2 9	24,108,931	15.93	22,420,618	17.54
貸出金	※3,4 5,6,7 8,9,10	84,593,656	55.91	65,922,885	51.57
外国為替	※8,9	1,186,977	0.78	718,774	0.56
その他資産	※2,9 11,16	11,067,767	7.31	4,378,594	3.43
動産不動産	※9,12 13	1,753,497	1.16	1,534,747	1.20
債券繰延資産		4,843	0.00	1,041	0.00
繰延税金資産		2,509,110	1.66	1,966,929	1.54
連結調整勘定		64,296	0.04	—	—
支払承諾見返		4,923,244	3.25	4,101,824	3.21
貸倒引当金		△1,949,819	△1.29	△2,107,902	△1.65
投資損失引当金		△6,841	△0.00	△4,993	△0.00
資産の部合計		151,312,427	100.00	127,818,881	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)		当連結会計年度末 (平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※9	74,129,456	48.99	62,559,984	48.94
譲渡性預金		11,476,779	7.59	6,610,430	5.17
債券		15,310,890	10.12	11,796,466	9.23
コールマネー及び売渡手形	※9	9,453,692	6.25	10,836,163	8.48
売現先勘定	※9	4,855,073	3.21	8,209,283	6.42
債券貸借取引受入担保金	※9	—	—	3,815,328	2.99
コマーシャル・ペーパー		711,382	0.47	563,400	0.44
特定取引負債	※9	4,883,842	3.23	6,163,511	4.82
借入金	※2,9, 14	2,553,382	1.69	1,393,633	1.09
外国為替	※9	708,231	0.47	190,879	0.15
社債	※15	2,966,847	1.96	2,283,606	1.79
転換社債		8,432	0.01	—	—
信託勘定借		1,776,404	1.17	—	—
その他負債	※2,9	11,278,184	7.45	5,198,937	4.07
賞与引当金		21,801	0.01	29,891	0.02
退職給付引当金		36,619	0.02	8,480	0.01
債権売却損失引当金		49,647	0.03	24,936	0.02
偶発損失引当金	※16	134,203	0.09	141,124	0.11
特別法上の引当金		950	0.00	884	0.00
繰延税金負債		15,741	0.01	4,169	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※12	335,108	0.22	258,515	0.20
支払承諾		4,923,244	3.25	4,101,824	3.21
負債の部合計		145,629,916	96.24	124,191,450	97.16

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)		当連結会計年度末 (平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(少数株主持分)					
少数株主持分		951,091	0.63	2,095,826	1.64
(資本の部)					
資本金		2,572,000	1.70	—	—
資本準備金		2,203,747	1.46	—	—
再評価差額金	※12	534,447	0.35	—	—
連結剰余金		101,133	0.07	—	—
その他有価証券評価差額金		△558,485	△0.37	—	—
為替換算調整勘定		△120,167	△0.08	—	—
計		4,732,675	3.13	—	—
自己株式		△85	△0.00	—	—
子会社の所有する親会社株式		△1,169	△0.00	—	—
資本の部合計		4,731,420	3.13	—	—
(資本の部)					
資本金	※18	—	—	2,442,000	1.91
資本剰余金		—	—	117,726	0.09
利益剰余金		—	—	△1,269,098	△0.99
土地再評価差額金	※12	—	—	380,120	0.30
その他有価証券評価差額金		—	—	△42,984	△0.03
為替換算調整勘定		—	—	△96,160	△0.08
資本の部合計		—	—	1,531,604	1.20
負債、少数株主持分及び資本の部合計		151,312,427	100.00	127,818,881	100.00

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		5,182,183	100.00	3,429,331	100.00
資金運用収益		3,020,489		1,991,268	
貸出金利息		2,059,125		1,434,042	
有価証券利息配当金		516,308		347,928	
コールローン利息及び 買入手形利息		16,648		11,074	
買現先利息		261,616		113,940	
債券貸借取引受入利息		—		770	
預け金利息		105,905		42,801	
その他の受入利息		60,884		40,710	
信託報酬		54,443		55,460	
役務取引等収益		544,238		490,339	
特定取引収益		178,884		244,524	
その他業務収益		651,035		416,972	
その他経常収益	※1	733,092		230,765	
経常費用		6,532,033	126.05	5,550,953	161.87
資金調達費用		1,492,876		734,844	
預金利息		470,458		181,037	
譲渡性預金利息		28,182		12,878	
債券利息		160,011		117,776	
債券発行差金償却		10,388		3,146	
コールマネー利息及び 売渡手形利息		32,535		7,011	
売現先利息		348,619		189,919	
債券貸借取引支払利息		—		8,724	
コマースナル・ペーパー 利息		19,519		839	
借入金利息		94,078		44,228	
社債利息		169,702		59,883	
転換社債利息		233		—	
新株予約権付社債利息		—		179	
その他の支払利息		159,147		109,219	

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
役員取引等費用		43,156		80,910	
その他業務費用		451,041		150,217	
営業経費		1,368,206		1,237,158	
その他経常費用		3,176,752		3,347,821	
貸倒引当金繰入額		914,226		932,377	
その他の経常費用	※2	2,262,526		2,415,443	
経常損失		1,349,850	△26.05	2,121,621	△61.87
特別利益		133,407	2.58	5,813	0.17
動産不動産処分益		3,003		1,285	
償却債権取立益		25,910		4,210	
金融先物取引責任準備金 取崩額		0		82	
証券取引責任準備金取崩 額		—		171	
その他の特別利益	※3	104,493		62	
特別損失		208,728	4.03	137,454	4.01
動産不動産処分損		35,400		102,104	
金融先物取引責任準備金 繰入額		21		20	
証券取引責任準備金繰入 額		121		166	
その他の特別損失	※4	173,184		35,162	
税金等調整前当期純損失		1,425,170	△27.50	2,253,262	△65.71
法人税、住民税及び事業税		110,498	2.13	22,261	0.65
法人税等調整額		△545,923	△10.54	29,572	0.86
少数株主利益 (△は少数株主損失)		△13,701	△0.26	48,327	1.41
当期純損失		976,044	△18.83	2,353,424	△68.63

③【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
連結剰余金期首残高		1,107,231	—
連結剰余金増加高		13,560	—
再評価差額金取崩による剰 余金増加高		13,560	—
連結剰余金減少高		43,614	—
配当金		43,407	—
役員賞与		0	—
連結子会社の減少に伴う剰 余金減少高		30	—
持分法適用関連会社の減少 に伴う剰余金減少高		175	—
当期純損失		976,044	—
連結剰余金期末残高		101,133	—

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高	※1	—	353,765
資本剰余金減少高		—	236,039
会社分割による資本剰余金 減少高	※3	—	236,039
資本剰余金期末残高		—	117,726
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高	※2	—	997,265
利益剰余金増加高		—	406,229
連結子会社の減少に伴う利 益剰余金増加高		—	376,329
土地再評価差額金取崩によ る利益剰余金増加高		—	29,899
利益剰余金減少高		—	2,672,593
当期純損失		—	2,353,424
配当金		—	54,985
役員賞与		—	0
連結子会社の減少に伴う利 益剰余金減少高		—	11,148
持分法適用会社の減少に伴 う利益剰余金減少高		—	1,022
会社分割による利益剰余金 減少高	※3	—	252,012
利益剰余金期末残高		—	△1,269,098

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純損失(△)		△1,425,170	△2,253,262
減価償却費		94,749	144,182
連結調整勘定償却額		21,162	53,301
持分法による投資損益(△)		6,771	4,036
貸倒引当金の増加額		361,543	263,907
投資損失引当金の増加額		2,771	△1,682
債権売却損失引当金の増加額		△149,445	△24,085
特定債務者支援引当金の増加額		△159,628	—
偶発損失引当金の増加額		110,171	6,920
賞与引当金の増加額		21,790	15,167
退職給付引当金の増加額		△35,370	△36,501
資金運用収益		△3,020,489	△1,991,268
資金調達費用		1,492,876	734,844
有価証券関係損益(△)		△201,863	711,755
金銭の信託の運用損益(△)		17,502	988
為替差損益(△)		△413,530	116,110
動産不動産処分損益(△)		33,119	100,818
退職給付信託設定関係損益(△)		△89,036	△43,847
特定取引資産の純増(△)減		3,150,206	△2,111,812
特定取引負債の純増減(△)		△46,227	1,508,735
貸出金の純増(△)減		6,394,050	15,264,686
預金の純増減(△)		6,286,547	△8,830,032

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
譲渡性預金の純増減(△)		△1,405,177	△4,513,175
債券の純増減(△)		△2,537,366	△3,614,499
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)		411,237	23,356
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減		970,963	1,027,730
譲渡性預け金の純増(△)減		84,287	—
コールローン等の純増(△)減		1,319,767	△2,509,156
債券借入取引担保金の純増(△)減		△528,551	3,313,727
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		—	△6,297,721
コールマネー等の純増減(△)		△390,433	5,294,445
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)		△1,142,331	△126,856
債券貸付取引担保金の純増減(△)		△555,210	△4,050,050
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		—	4,140,383
外国為替(資産)の純増(△)減		△315,128	463,947
外国為替(負債)の純増減(△)		424,834	△517,285
普通社債の発行・償還による純増減(△)		△102,909	△50,228
信託勘定借の純増減(△)		△50,007	△286,941
資金運用による収入		3,095,889	2,085,363
資金調達による支出		△1,603,992	△842,885
その他		△3,220,239	684,921
小計		6,908,130	△2,141,964
法人税等の支払額		△131,692	△87,315
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,776,438	△2,229,279

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△58,967,968	△59,435,925
有価証券の売却による収入		40,450,103	48,003,018
有価証券の償還による収入		19,571,083	11,261,664
金銭の信託の増加による支出		△109,999	△20,364
金銭の信託の減少による収入		429,371	54,340
動産不動産の取得による支出		△193,154	△94,326
動産不動産の売却による収入		35,109	25,257
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		△1,064	—
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入		318,553	33,108
連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得による支出		△1,282	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,530,751	△173,227

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		116,000	243,000
劣後特約付借入金の返済による支出		△644,800	△1,335,000
劣後特約付社債・転換社債の発行による収入		274,033	—
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入		—	75,000
劣後特約付社債・転換社債の償還による支出		△719,117	—
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		—	△485,778
少数株主からの払込みによる収入		379,874	1,200,430
少数株主への払戻しによる支出		△16,487	—
配当金支払額		△43,393	△54,985
少数株主への配当金支払額		△43,421	△36,424
自己株式の取得による支出		△323	△255
自己株式の売却による収入		233	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△697,401	△394,013
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		17,731	72
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額		7,627,520	△2,796,448
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		2,219,805	9,847,366
Ⅶ 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		46	—
Ⅷ 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額(△)		△5	△657,197
Ⅸ 現金及び現金同等物の期末残高	※1	9,847,366	6,393,720

次へ

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 171社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、ユーシーカード株式会社、Mizuho Preferred Capital(Cayman) Limited他18社は持分の増加、設立等により当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、Heller Financial, Inc. 及びその連結子会社107社他31社は売却、合併等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>ONKD, Inc.</p> <p>FIMCO SPC(Cayman)Limited</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 93社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行は、会社分割及び合併により株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編し、第一勧業銀行はみずほ銀行に、富士銀行はみずほコーポレート銀行に商号を変更いたしました。</p> <p>なお、Mizuho Holdings Cayman他7社は設立等により当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、みずほ信託銀行株式会社他85社は、合併及び会社分割等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>ONKD, Inc.</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 30社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社</p> <p>なお、株式会社ワールドゲートウェイ他5社は設立、合併等により当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>また、The CIT Group, Inc.、Heller Financial, Inc. の持分法適用の関連会社55社他11社は売却等により持分法適用の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 28社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 日本抵当証券株式会社 芙蓉総合リース株式会社 興銀リース株式会社</p> <p>なお、興銀リース株式会社他11社は、持分の増加により当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>また、第一勧業銀情報システム株式会社他13社は、会社分割等により持分法適用の範囲から除いております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																										
	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>ONKD, Inc. FIMCO SPC(Cayman)Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>ONKD, Inc. 阪都不動産管理株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>																										
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>6月最終営業日の前日</td> <td>8社</td> </tr> <tr> <td>6月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>10月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>12月末日</td> <td>101社</td> </tr> <tr> <td>1月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>2月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>3月末日</td> <td>58社</td> </tr> </table> <p>(2) 平成14年1月に設立した6月最終営業日の前日を決算日とする連結子会社は、平成14年3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、6月末日及び10月末日を決算日とする連結子会社は、平成13年12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月最終営業日の前日	8社	6月末日	1社	10月末日	1社	12月末日	101社	1月末日	1社	2月末日	1社	3月末日	58社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>6月最終営業日の前日</td> <td>5社</td> </tr> <tr> <td>10月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>11月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>12月末日</td> <td>57社</td> </tr> <tr> <td>1月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>3月末日</td> <td>28社</td> </tr> </table> <p>(2) 6月最終営業日の前日、10月末日及び11月末日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月最終営業日の前日	5社	10月末日	1社	11月末日	1社	12月末日	57社	1月末日	1社	3月末日	28社
6月最終営業日の前日	8社																											
6月末日	1社																											
10月末日	1社																											
12月末日	101社																											
1月末日	1社																											
2月末日	1社																											
3月末日	58社																											
6月最終営業日の前日	5社																											
10月末日	1社																											
11月末日	1社																											
12月末日	57社																											
1月末日	1社																											
3月末日	28社																											

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
4. 資本連結手続に関する事項	<p>(1) 持分プーリング法の適用</p> <p>株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行（以下「三行」）は、株式移転制度を利用して共同で完全親会社となる株式会社みずほホールディングス（以下「親会社」）を設立いたしました。</p> <p>この企業結合に関する資本連結手続は「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号）に準拠し、持分プーリング法を適用しております。持分プーリング法とは、企業結合が生じた事業年度において、その結合が事業年度のどの時点で生じたかにかかわらず、基本的に結合当事会社の財務諸表を合算する方法であります。</p>	<p>—————</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)												
	<p>(2) 企業結合を持分の結合と判定した根拠</p> <p>今回の企業結合については、以下の点等を総合的に考慮し、リスクと便益が継続的に共有され、取得会社を識別することができないため、持分の結合に該当すると判断いたしました。</p> <p>① 三行の議決権付普通株式のほとんどすべてが実質同一内容の親会社の議決権付普通株式と交換され、交換後の株式に重要な制限がないこと。</p> <p>② 三行の公正な評価額が著しく異なっていないこと。</p> <p>統合の新聞報道がなされた日の前日である平成11年8月18日現在の東京証券取引所終値に同日における議決権付普通株式発行済株式総数を乗じることにより算定した三行の時価総額の割合が以下のとおり、著しく異なっていないこと。</p> <table border="1" data-bbox="491 969 908 1126"> <tr> <td>株式会社 第一勧業 銀行</td> <td>株式会社 富士銀行</td> <td>株式会社 日本興業 銀行</td> </tr> <tr> <td>1.094</td> <td>1.258</td> <td>1.000</td> </tr> </table> <p>(便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする。)</p> <p>また、統合比率算定の際に参照した平成11年4月1日から同年8月18日までの終値平均値に基づいて三行の時価総額を算定した場合であっても、その割合が以下のとおり著しく異なっていないこと。</p> <table border="1" data-bbox="491 1431 908 1588"> <tr> <td>株式会社 第一勧業 銀行</td> <td>株式会社 富士銀行</td> <td>株式会社 日本興業 銀行</td> </tr> <tr> <td>1.078</td> <td>1.192</td> <td>1.000</td> </tr> </table> <p>(便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする。)</p> <p>③ 三行のいずれも契約等により親会社の重要な財務及び営業又は事業方針の決定を支配する権限を有していないこと。</p> <p>④ 三行のいずれも親会社の取締役会その他意思決定機関を支配する事実が存在しないこと。</p>	株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行	1.094	1.258	1.000	株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行	1.078	1.192	1.000	<p>—————</p>
株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行												
1.094	1.258	1.000												
株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行												
1.078	1.192	1.000												

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
5. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。	(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
	(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4)減価償却の方法 ① 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～65年 動 産 2年～20年 なお、一部の国内銀行連結子会社の建物に含まれる建物附属設備及び構築物については従来定率法を採用していましたが、店舗等の建物等の使用価値はその残存期間を通じて概ね一定であり、時の経過に応じて均等に償却することがより適切な期間損益を反映することと考えられることから、当連結会計年度より定額法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ3,208百万円減少しております。 また、当社及び国内連結子会社の電子計算機の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当連結会計年度より主として5年に変更しております。この変更に伴い、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ4,451百万円増加しております。	(4)減価償却の方法 ① 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	② ソフトウェア 同左
	(5) 債券繰延資産の処理方法 ① 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 ② 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。	(5) 債券繰延資産の処理方法 ① 同左 ② 同左
	_____	(6) 新株発行費用の処理方法 発生時に全額費用処理しております。
	(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(7) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,040,054百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率等に基づき計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,665,916百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(7) 投資損失引当金の計上基準 有価証券投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。	(8) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(9) 賞与引当金の計上基準 同左
	(9) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生連結会計年度に一時損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(351,378百万円)については、前連結会計年度の退職給付信託の設定により144,166百万円を一時費用処理した残額について主として5年による按分額を費用処理しております。	(10) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生連結会計年度に一時損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(10) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(11) 債権売却損失引当金の計上基準 同左
	(11) 偶発損失引当金の計上基準 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金126百万円及び証券取引責任準備金824百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金64百万円及び証券取引責任準備金819百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 同左 (ロ) 証券取引責任準備金 同左
	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	(14) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）を適用しておりましたが、当連結会計年度からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）を適用しております。</p> <p>なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払をうけるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっておりますが、一部の海外連結子会社については売買取引に準じた会計処理方法によっております。</p>	<p>(15) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社においては、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っております。</p>	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>国内銀行連結子会社においては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っております。</p>
	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(17) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>(18) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準</p> <p>「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の資産および資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部および連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>② 1株当たり当期純利益に関する会計基準</p> <p>「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p> <p>③ 金融商品会計</p> <p>現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金及び「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当連結会計年度からは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は6,297,721百万円、「その他負債」は3,815,328百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」はそれぞれ同額増加しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>また、前連結会計年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、または「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて処理していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当連結会計年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、または同「債券貸借取引受入利息」として処理しております。</p> <p>無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券および現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券、再貸付に供している有価証券、当連結会計年度末に当該処分せずに所有している有価証券は、従来「その他資産」中の保管有価証券等、「その他負債」中の借入商品債券、借入特定取引有価証券及び借入有価証券で処理しておりましたが、当連結会計年度からは、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、注記しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」、「その他負債」はそれぞれ8,063,447百万円減少しております。</p>
6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
7. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定は原則として発生年度以後20年以内で均等償却しており、その金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。	同左
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した利益処分に基づいて作成しております。	同左
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	同左

次へ

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>(金融商品会計)</p> <p>金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））の適用に伴い、当連結会計年度から次のとおり処理しております。</p> <p>(1) 国内銀行連結子会社の現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。なお、この変更に伴い、「その他資産」中の保管有価証券等並びに「その他負債」中の借入有価証券及び借入商品債券は、それぞれ17,633百万円増加しております。また、従来「その他資産」及び「その他負債」に純額で含まれていた現先取引の約定見返勘定は、当連結会計年度より計上しておりません。</p> <p>(2) その他有価証券及びその他の金銭の信託を時価評価すること等により生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。この結果、有価証券（譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等を含む）が887,520百万円減少する一方、金銭の信託が376百万円増加し、その他有価証券評価差額金が△558,485百万円計上されております。</p> <p>(3) その他有価証券の売買契約の認識基準の変更や未収配当金の見積計上により、その他資産が160,095百万円、その他負債が28,246百万円それぞれ増加し、有価証券が95,767百万円、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ36,081百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、「（セグメント情報）」に記載しております。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、有価証券は49百万円減少し、その他資産は3,563百万円増加しております。また、その他負債は9,086百万円増加し、為替換算調整勘定は7,671百万円減少し、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ2,099百万円減少しております。</p> <p>外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件として、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
<p>また、異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p>	
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>従業員賞与の未払計上額については、従来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報 No. 15）により、当連結会計年度から「賞与引当金」として表示しております。</p> <p>なお、この変更により、その他負債が21,801百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。</p>	
<p>東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年4月1日東京都条例第145号）（以下都条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金20,536百万円及び損害賠償金410百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3月29日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。</p>	<p>東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年東京都条例第145号）（以下都条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、国内銀行連結子会社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金18,652百万円及び損害賠償金300百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、国内銀行連結子会社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金43,788百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、国内銀行連結子会社を含む一審原告各行も上告および上告受理申立てをしております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
<p>このように国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、前連結会計年度が23,537百万円、当連結会計年度が27,170百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益（損失）はそれぞれ同額減少（増加）しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」は、所得を課税標準とする場合に比べ、前連結会計年度においては3,131百万円減少しておりますが、当連結会計年度における影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は154,352百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」が24,522百万円減少するとともに、「再評価差額金」が同額増加し、「その他有価証券評価差額金」は、25,595百万円減少しております。</p> <p>また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年6月9日大阪府条例第131号）（以下府条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年4月4日に、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。</p> <p>このように国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は府条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、大阪府に係る事業税を府条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では東京都と同様の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。</p>	<p>このように国内銀行連結子会社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当連結会計年度は26,439百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は43,076百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、6,293百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。</p> <p>また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年大阪府条例第131号）（以下府条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年4月4日に、国内銀行連結子会社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年大阪府条例第77号）（以下平成14年改正府条例）が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成15年大阪府条例第14号）（以下平成15年改正府条例）が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、国内銀行連結子会社の場合外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例および平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
<p>上記条例施行に伴い、大阪府にかかる事業税については、4,744百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失が同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は30,238百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」が4,521百万円減少するとともに、「再評価差額金」が同額増加し、「その他有価証券評価差額金」が4,760百万円減少しております。</p> <p>なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下改正府条例)が施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることとなりました。また、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、改正府条例附則2の規定により、外形標準課税基準による税額と所得基準による税額のうち、低い額となる所得基準による税額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例ならびに改正府条例を合憲・適法なものとしたものではありません。</p>	<p>また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は5,116百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、590百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」および「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」および「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例および府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する連結会計年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、「繰延税金資産」の金額は13,674百万円減少し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」の金額は12,871百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」の金額は14,027百万円増加し、「土地再評価差額金」の金額は同額減少しております。また、「その他有価証券評価差額金」は6百万円減少しております。</p>

次へ

(表示方法の変更)

前連結会計年度末 (平成14年3月31日)	当連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>海外におけるレポ取引等については、従来、それぞれ「コールローン及び買入手形」、「コールマネー及び売渡手形」もしくは「その他資産」、「その他負債」に表示しておりましたが、当連結会計年度より「買現先勘定」及び「売現先勘定」に表示しております。その金額はそれぞれ1,757,014百万円及び3,854,805百万円であります。</p>	<hr/>

(表示方法の変更)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」 (平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度において区分掲記していた「転換社債利息」は、当連結会計年度からは「新株予約権付社債利息」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュフロー計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」 (平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当連結会計年度から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」として記載しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成14年3月31日)	当連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式114,687百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,053,806百万円含まれております。</p> <p>また、使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債、地方債等に合計1,649百万円含まれております。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式111,040百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計8,585百万円含まれております。</p> <p>また、使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債、地方債等に合計1,438百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券および現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,461,802百万円、再貸付に供している有価証券は2,140百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,599,504百万円であります。なお、上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金の担保として1,911百万円差し入れています。</p>

前連結会計年度末 (平成14年3月31日)	当連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は639,269百万円、延滞債権額は2,698,586百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、2,459百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は278,258百万円、延滞債権額は1,496,815百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,988百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は69,755百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は49,222百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,059,609百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,635,503百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,467,220百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、2,459百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,459,799百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,988百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
	<p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は1,643,072百万円であります。</p>

前連結会計年度末 (平成14年3月31日)	当連結会計年度末 (平成15年3月31日)																								
<p>※8. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、1,362,913百万円であります。</p>	<p>※8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,158,882百万円であります。</p>																								
<p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p>	<p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p>																								
<p>担保に供している資産</p>	<p>担保に供している資産</p>																								
<table border="0"> <tr><td>現金預け金</td><td>1,932百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>2,344,170百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>7,881,007百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,684,370百万円</td></tr> <tr><td>外国為替</td><td>5,189百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>582,926百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>92百万円</td></tr> </table>	現金預け金	1,932百万円	特定取引資産	2,344,170百万円	有価証券	7,881,007百万円	貸出金	3,684,370百万円	外国為替	5,189百万円	その他資産	582,926百万円	動産不動産	92百万円	<table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>3,881,057百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>12,426,712百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,823,977百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>63百万円</td></tr> </table>	特定取引資産	3,881,057百万円	有価証券	12,426,712百万円	貸出金	3,823,977百万円	動産不動産	63百万円		
現金預け金	1,932百万円																								
特定取引資産	2,344,170百万円																								
有価証券	7,881,007百万円																								
貸出金	3,684,370百万円																								
外国為替	5,189百万円																								
その他資産	582,926百万円																								
動産不動産	92百万円																								
特定取引資産	3,881,057百万円																								
有価証券	12,426,712百万円																								
貸出金	3,823,977百万円																								
動産不動産	63百万円																								
<p>担保資産に対応する債務</p>	<p>担保資産に対応する債務</p>																								
<table border="0"> <tr><td>預金</td><td>474,581百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>4,482,500百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>2,522,239百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>194,273百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>524,963百万円</td></tr> <tr><td>外国為替</td><td>14,197百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>44,223百万円</td></tr> </table>	預金	474,581百万円	コールマネー及び売渡手形	4,482,500百万円	売現先勘定	2,522,239百万円	特定取引負債	194,273百万円	借入金	524,963百万円	外国為替	14,197百万円	その他負債	44,223百万円	<table border="0"> <tr><td>預金</td><td>703,235百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>7,472,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,554,998百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>3,615,769百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>333,160百万円</td></tr> </table>	預金	703,235百万円	コールマネー及び売渡手形	7,472,000百万円	売現先勘定	5,554,998百万円	債券貸借取引受入担保金	3,615,769百万円	借入金	333,160百万円
預金	474,581百万円																								
コールマネー及び売渡手形	4,482,500百万円																								
売現先勘定	2,522,239百万円																								
特定取引負債	194,273百万円																								
借入金	524,963百万円																								
外国為替	14,197百万円																								
その他負債	44,223百万円																								
預金	703,235百万円																								
コールマネー及び売渡手形	7,472,000百万円																								
売現先勘定	5,554,998百万円																								
債券貸借取引受入担保金	3,615,769百万円																								
借入金	333,160百万円																								
<p>上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金の担保として2,642百万円、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金64,198百万円、特定取引資産24,921百万円、有価証券3,014,626百万円、貸出金187,310百万円、その他資産20,169百万円を差し入れております。</p>	<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,544百万円、特定取引資産15,205百万円、有価証券1,646,177百万円、貸出金466,821百万円、その他資産8,220百万円を差し入れております。</p>																								
<p>また、非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p>	<p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p>																								
<p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は158,473百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は51,809百万円、債券借入取引担保金は3,313,727百万円であります。</p>	<p>また、動産不動産のうち保証金権利金は128,830百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は39,811百万円であります。</p>																								
	<p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は14,399百万円であります。</p>																								

前連結会計年度末 (平成14年3月31日)	当連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は49,800,033百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が44,154,039百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,771,700百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,357,005百万円であります。</p> <p>※12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 228,488百万円</p> <p>なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。</p> <p>※13. 動産不動産の減価償却累計額 801,712百万円</p>	<p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は41,097,760百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が37,536,140百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,814,011百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,738,056百万円であります。</p> <p>※12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 303,917百万円</p> <p>なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。</p> <p>※13. 動産不動産の減価償却累計額 673,852百万円</p>

前連結会計年度末 (平成14年3月31日)	当連結会計年度末 (平成15年3月31日)				
<p>※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,728,891百万円が含まれております。</p> <p>※15. 社債には、劣後特約付社債2,790,850百万円が含まれております。</p> <p>※16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成8年3月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,203百万円を偶発損失引当金として計上しております(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5. 会計処理基準に関する事項(11)偶発損失引当金の計上基準参照)。</p> <p>17. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は合同運用指定金銭信託787,064百万円、貸付信託1,692,267百万円であります。</p>	<p>※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 637,131百万円が含まれております</p> <p>※15. 社債には、劣後特約付社債2,170,788百万円が含まれております。</p> <p>※16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成8年3月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,806百万円を偶発損失引当金として計上しております(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5. 会計処理基準に関する事項(12)偶発損失引当金の計上基準参照)。</p> <p>※18. 当社の発行済株式総数</p> <table border="0" data-bbox="815 1339 1166 1404"> <tr> <td>普通株式</td> <td>9,430千株</td> </tr> <tr> <td>優先株式</td> <td>1,063千株</td> </tr> </table>	普通株式	9,430千株	優先株式	1,063千株
普通株式	9,430千株				
優先株式	1,063千株				

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益552,834百万円、退職給付信託設定益90,614百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他の経常費用には、貸出金償却1,287,267百万円、株式等償却380,288百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他の特別利益には、退職給付制度改訂に伴う退職給付債務の減少額104,493百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益72,068百万円、外国法人税に係る還付金30,287百万円、退職給付信託設定益43,847百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他の経常費用には、貸出金償却735,111百万円、株式等償却606,584百万円、株式等売却損389,554百万円を含んでおります。</p>

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
※4. その他の特別損失には、偶発損失引当金純繰入額131,216百万円、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額41,928百万円を含んでおります。	※4. その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額32,967百万円を含んでおります。

(連結剰余金計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	※1. 資本剰余金期首残高には、当社の子会社である株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行、及び株式会社日本興業銀行が平成14年4月1日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う1,849,982百万円の減少を含んでおります。 ※2. 利益剰余金期首残高には、当社の子会社である株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行、及び株式会社日本興業銀行が平成14年4月1日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う896,131百万円の増加を含んでおります。 ※3. 会社分割による資本剰余金減少高、会社分割による利益剰余金減少高は、平成15年3月12日付で行った「事業再構築」によるものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																		
<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成14年3月31日現在</td> <td style="text-align: right;">(単位 百万円)</td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">11,720,134</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">△1,872,768</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,847,366</td> </tr> </table> <p>2. 株式の売却により連結子会社から除外した Heller Financial, Inc. の資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資産(うち貸出金 2,139,457百万円)</td> <td style="text-align: right;">2,695,729百万円</td> </tr> <tr> <td>負債(うち借入金 △951,370百万円)</td> <td style="text-align: right;">△2,356,750百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△207,213百万円</td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定</td> <td style="text-align: right;">5,100百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△599百万円</td> </tr> <tr> <td>株式売却益</td> <td style="text-align: right;">225,658百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">同社株式の売却価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">361,925百万円</td> </tr> <tr> <td>同社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△44,360百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引 : 同社売却による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">317,564百万円</td> </tr> </table>	平成14年3月31日現在	(単位 百万円)	現金預け金勘定	11,720,134	中央銀行預け金を除く預け金	△1,872,768	現金及び現金同等物	9,847,366	資産(うち貸出金 2,139,457百万円)	2,695,729百万円	負債(うち借入金 △951,370百万円)	△2,356,750百万円	少数株主持分	△207,213百万円	為替換算調整勘定	5,100百万円	その他有価証券評価差額金	△599百万円	株式売却益	225,658百万円	同社株式の売却価額	361,925百万円	同社の現金及び現金同等物	△44,360百万円	差引 : 同社売却による収入	317,564百万円	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成15年3月31日現在</td> <td style="text-align: right;">(単位 百万円)</td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">7,180,792</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">△787,072</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,393,720</td> </tr> </table>	平成15年3月31日現在	(単位 百万円)	現金預け金勘定	7,180,792	中央銀行預け金を除く預け金	△787,072	現金及び現金同等物	6,393,720
平成14年3月31日現在	(単位 百万円)																																		
現金預け金勘定	11,720,134																																		
中央銀行預け金を除く預け金	△1,872,768																																		
現金及び現金同等物	9,847,366																																		
資産(うち貸出金 2,139,457百万円)	2,695,729百万円																																		
負債(うち借入金 △951,370百万円)	△2,356,750百万円																																		
少数株主持分	△207,213百万円																																		
為替換算調整勘定	5,100百万円																																		
その他有価証券評価差額金	△599百万円																																		
株式売却益	225,658百万円																																		
同社株式の売却価額	361,925百万円																																		
同社の現金及び現金同等物	△44,360百万円																																		
差引 : 同社売却による収入	317,564百万円																																		
平成15年3月31日現在	(単位 百万円)																																		
現金預け金勘定	7,180,792																																		
中央銀行預け金を除く預け金	△787,072																																		
現金及び現金同等物	6,393,720																																		

次へ

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">75,395百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,964百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">77,360百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">39,677百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,163百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">40,840百万円</td> </tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">35,718百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">801百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">36,519百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">12,866百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">38,221百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">51,088百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">11,746百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">14,473百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,139百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p style="padding-left: 40px;">原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p style="padding-left: 40px;">リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	75,395百万円	その他	1,964百万円	合計	77,360百万円	動産	39,677百万円	その他	1,163百万円	合計	40,840百万円	動産	35,718百万円	その他	801百万円	合計	36,519百万円	1年内	12,866百万円	1年超	38,221百万円	合計	51,088百万円	支払リース料	11,746百万円	減価償却費相当額	14,473百万円	支払利息相当額	1,139百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">55,928百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,298百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">57,226百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">36,606百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">895百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">37,501百万円</td> </tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">19,321百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">403百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">19,725百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">9,310百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">24,488百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">33,798百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">13,242百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">16,132百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,313百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p style="text-align: right;">同左</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p style="text-align: right;">同左</p>	動産	55,928百万円	その他	1,298百万円	合計	57,226百万円	動産	36,606百万円	その他	895百万円	合計	37,501百万円	動産	19,321百万円	その他	403百万円	合計	19,725百万円	1年内	9,310百万円	1年超	24,488百万円	合計	33,798百万円	支払リース料	13,242百万円	減価償却費相当額	16,132百万円	支払利息相当額	1,313百万円
動産	75,395百万円																																																												
その他	1,964百万円																																																												
合計	77,360百万円																																																												
動産	39,677百万円																																																												
その他	1,163百万円																																																												
合計	40,840百万円																																																												
動産	35,718百万円																																																												
その他	801百万円																																																												
合計	36,519百万円																																																												
1年内	12,866百万円																																																												
1年超	38,221百万円																																																												
合計	51,088百万円																																																												
支払リース料	11,746百万円																																																												
減価償却費相当額	14,473百万円																																																												
支払利息相当額	1,139百万円																																																												
動産	55,928百万円																																																												
その他	1,298百万円																																																												
合計	57,226百万円																																																												
動産	36,606百万円																																																												
その他	895百万円																																																												
合計	37,501百万円																																																												
動産	19,321百万円																																																												
その他	403百万円																																																												
合計	19,725百万円																																																												
1年内	9,310百万円																																																												
1年超	24,488百万円																																																												
合計	33,798百万円																																																												
支払リース料	13,242百万円																																																												
減価償却費相当額	16,132百万円																																																												
支払利息相当額	1,313百万円																																																												

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																								
<p>(2)貸手側</p> <p>リース連結子会社は、当連結会計年度末より連結の範囲から除外しているため、リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高、未経過リース料年度末残高相当額については、記載していません。</p> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">216,786百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">200,936百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14,813百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">11,024百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">68,539百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">79,563百万円</td> </tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>・該当ありません。</p>	受取リース料	216,786百万円	減価償却費	200,936百万円	受取利息相当額	14,813百万円	1年内	11,024百万円	1年超	68,539百万円	合計	79,563百万円	<p>(2)貸手側</p> <p>該当ありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">12,828百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">90,492百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">103,320百万円</td> </tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">79百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">106百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">186百万円</td> </tr> </table>	1年内	12,828百万円	1年超	90,492百万円	合計	103,320百万円	1年内	79百万円	1年超	106百万円	合計	186百万円
受取リース料	216,786百万円																								
減価償却費	200,936百万円																								
受取利息相当額	14,813百万円																								
1年内	11,024百万円																								
1年超	68,539百万円																								
合計	79,563百万円																								
1年内	12,828百万円																								
1年超	90,492百万円																								
合計	103,320百万円																								
1年内	79百万円																								
1年超	106百万円																								
合計	186百万円																								

次へ

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー等を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

(前連結会計年度)

1. 売買目的有価証券 (平成14年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	5,056,575	△2,276

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成14年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成14年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	7,092,274	6,345,683	△746,591	409,547	1,156,139
債券	11,104,080	11,090,554	△13,525	15,484	29,009
国債	10,570,896	10,554,751	△16,144	7,762	23,907
地方債	258,259	262,354	4,095	5,194	1,099
社債	274,924	273,448	△1,475	2,527	4,003
その他	5,034,762	4,907,269	△127,492	34,860	162,353
合計	23,231,117	22,343,508	△887,609	459,892	1,347,502

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については前連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

該当ありません。

5. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	40,132,379	415,387	120,291

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成14年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	249,969
非公募債券	946,344

7. 保有目的を変更した有価証券（自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成14年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	3,948,107	5,252,103	2,794,599	22,088
国債	3,854,025	4,435,047	2,265,678	—
地方債	8,000	83,539	269,984	10,640
社債	86,081	733,516	258,936	11,447
その他	1,054,129	2,092,251	969,283	1,003,310
合計	5,002,237	7,344,354	3,763,882	1,025,398

（当連結会計年度）

1. 売買目的有価証券（平成15年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	6,381,128	4,966

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,839,469	3,631,255	△208,213	148,855	357,068
債券	11,492,084	11,576,439	84,354	85,333	979
国債	11,140,507	11,218,389	77,881	78,371	489
地方債	90,980	96,325	5,345	5,384	39
社債	260,596	261,724	1,127	1,578	450
その他	5,192,774	5,274,255	81,480	102,222	20,742
合計	20,524,327	20,481,950	△42,378	336,412	378,790

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は534,776百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）
該当ありません。

5. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	48,709,089	352,189	435,822

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	525,051
非公募債券	987,762

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成15年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,216,773	4,926,659	4,312,307	108,436
国債	3,112,476	3,986,171	4,067,396	52,345
地方債	7,003	28,765	59,835	12,530
社債	97,293	911,722	185,074	43,561
その他	722,739	2,905,046	528,836	1,250,833
合計	3,939,512	7,831,706	4,841,143	1,359,270

次へ

(金銭の信託関係)

(前連結会計年度)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成14年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	前連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	59,110	△1,261

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成14年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成14年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	10,275	10,652	376	376	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(当連結会計年度)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	31,769	△26

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成15年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成15年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	1,220	1,220	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

(前連結会計年度)

○その他有価証券評価差額金 (平成14年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△888,132
その他有価証券	△888,509
その他の金銭の信託	376
(+) 繰延税金資産	331,281
(△) 繰延税金負債	4,209
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△561,061
(△) 少数株主持分相当額	△1,586
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	989
その他有価証券評価差額金	△558,485

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(当連結会計年度)

○その他有価証券評価差額金 (平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△42,522
その他有価証券	△42,522
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	212
(△) 繰延税金負債	1,078
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△43,388
(△) 少数株主持分相当額	△295
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	109
その他有価証券評価差額金	△42,984

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

次へ

(デリバティブ取引関係)

(前連結会計年度)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

(1) 取引の内容

当グループは、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- D. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション、株式店頭オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ、商品先物、商品オプション、ウェザーデリバティブ等

(2) 利用目的

当グループは、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金融資産・金融負債に係る金利リスクを総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段（ヘッジ手段）となるデリバティブの金利リスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されていることを定期的に検証することにより行っております。

(3) 取引に対する取組方針

当グループは、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験及び財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「当グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」
定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下のとおりであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する統合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

自己資本比率（国際統一基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は4,171,851百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として統合リスク管理部を設置しております。

当社及び連結子会社は、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、月次資金調達運営方針の決定、ALMに係る基本政策・資産負債計画・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、中核5社より統合リスク管理部に必要なデータの供給を受け、またリスクの状況等及びリミット等の遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて市場リスク管理の状況の把握等を行い、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、日次でCEOに、また、定期的及び必要に応じて都度、取締役会及び経営会議等に報告しております。

当グループのトレーディング業務にかかるVAR（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) VARの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%（両側98%）
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b) 対象期間中のVARの実績

- ・ 最大値：120億円
- ・ 平均値：97億円

対象期間は平成13年4月1日～平成14年3月31日

(注) VAR（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VARの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

前連結会計年度
 (自 平成13年4月1日
 至 平成14年3月31日)

(信用リスク相当額)

種類	前連結会計年度末 (平成14年3月31日現在)
	金額 (百万円)
金利スワップ	8,590,445
通貨スワップ	1,283,201
先物外国為替取引	1,233,627
金利オプション (買)	100,999
通貨オプション (買)	291,251
その他の金融派生商品	139,306
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	△7,466,979
合計	4,171,851

上記は、連結自己資本比率 (国際統一基準) に基づく信用リスク相当額であります。

次へ

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	7,021,558	2,385,852	3,762	3,762
	買建	3,746,983	2,313,561	1,522	1,522
	金利オプション				
	売建	2,069,407	171,114	7,415	△2,803
	買建	1,929,895	229,219	5,784	1,633
店頭	金利先渡契約				
	売建	30,280,783	7,624,841	31,856	31,856
	買建	29,398,902	7,682,984	△29,168	△29,168
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	259,228,559	161,909,892	7,685,119	7,685,119
	受取変動・支払固定	256,258,811	156,719,785	△7,261,247	△7,261,247
	受取変動・支払変動	15,335,921	10,765,936	△884	△884
	受取固定・支払固定	3,070,125	2,764,976	1,274	1,274
	金利オプション				
	売建	11,340,608	7,866,548	△43,415	△67,579
	買建	10,252,957	7,524,157	84,616	72,765
	合計	—	—	—	436,250

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成14年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	
店頭	通貨スワップ	21,213,205	13,650,730	162,296	49,786	
	その他	売建	13,956	13,956	△42	△42
		買建	4,331	659	522	522
	合計	—	—	—	50,266	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注4. の取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
3. その他はスワップション取引であります。
4. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	825,902	14,901	△9,790

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等 (百万円)
店頭	為替予約	
	売建	14,927,469
	買建	19,822,319
	通貨オプション	
	売建	4,987,169
	買建	4,830,134

(3) 株式関連取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	40,892	—	651	651
	買建	44	—	△0	△0
	株式指数先物オプション				
	売建	19,534	—	46	98
買建	10,225	—	195	72	
店頭	株式店頭オプション				
	売建	12,505	1,924	375	△54
	買建	18,031	5,311	1,394	576
	合計	—	—	—	1,343

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	513,612	—	1,993	1,993
	買建	363,057	7,851	△763	△763
	債券先物オプション				
	売建	989,844	52,760	967	△855
買建	931,012	105,520	1,435	1,012	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	246,429	502	25	△98
	買建	246,715	—	100	22
	合計	—	—	—	1,312

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

次へ

(5) 商品関連取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション 売建	39,159	22,088	3,754	△930
	買建	39,159	22,088	3,764	1,259
	合計	—	—	—	329

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウムに係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ 売建	68,987	43,999	△577	△577
	買建	429,140	412,493	25,230	25,230
	合計	—	—	—	24,652

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ 売建	230	—	0	△0
	買建	230	—	0	0
	合計	—	—	—	—

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温に係るものであります。

次へ

(当連結会計年度)

1. 取引の状況に関する事項

当連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

(1)取引の内容

当社及び連結子会社は、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- D. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション、株式店頭オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ、コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

当社及び連結子会社は、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当社及び連結子会社が保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金融資産・金融負債に係る金利リスクを総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段（ヘッジ手段）となるデリバティブの金利リスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されていることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

当社及び連結子会社は、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「当社及び連結子会社が保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」
リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

「信用リスク管理の基本方針」を取締役会で定めて、当社及び連結子会社のクレジットポートフォリオ管理および与信管理に関するモニタリング・報告等を担当する部署として、リスク管理部を設置しております。また、報告体制については、傘下子会社からクレジットポートフォリオの状況および各種ガイドランの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて信用リスク管理の状況の把握等を行い、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

自己資本比率（国際統一基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は3,137,831百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

当社及び連結子会社は、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告等を行う部署としてリスク管理部を設置しております。また、報告体制については、傘下子会社よりリスク管理部に必要なデータの供給を受け、またリスクの状況等およびリミット等の遵守状況等について定期的および必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて市場リスク管理の状況の把握等を行い、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

当社及び連結子会社のトレーディング業務にかかるVAR（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) VARの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%（両側98%）
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b) 対象期間中のVARの実績

- ・ 最大値：41億円
- ・ 平均値：29億円

対象期間は平成14年4月1日～平成15年3月31日

(注) VAR（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VARの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

当連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

(信用リスク相当額)

種類	当連結会計年度末 (平成15年3月31日現在)
	金額 (百万円)
金利スワップ	10,155,942
通貨スワップ	866,708
先物外国為替取引	541,436
金利オプション (買)	137,186
通貨オプション (買)	276,705
その他の金融派生商品	136,174
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	△8,976,322
合計	3,137,831

上記は、連結自己資本比率 (国際統一基準) に基づく信用リスク相当額であります。

次へ

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	30,333,352	2,730,728	△218,277	△218,277
	買建	31,173,984	2,709,890	222,575	222,575
	金利オプション				
	売建	7,036,119	666,435	4,877	1,118
	買建	7,959,168	429,337	6,931	3,352
店頭	金利先渡契約				
	売建	32,797,851	7,228,548	32,768	32,768
	買建	29,982,492	5,090,079	△33,979	△33,979
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	257,562,666	172,666,979	7,806,129	7,806,129
	受取変動・支払固定	255,431,926	172,227,147	△7,388,901	△7,388,901
	受取変動・支払変動	40,563,658	31,227,895	△11,618	△11,618
	受取固定・支払固定	149,593	137,750	4,349	4,349
	金利オプション				
	売建	9,144,409	5,836,780	△64,593	△64,593
買建	9,476,903	5,875,857	68,092	68,092	
	合計	—	—	—	421,017

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成15年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	
店頭	通貨スワップ	19,220,001	12,610,659	△134,631	△163,960	
	その他	売建	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—
	合計	—	—	—	△163,960	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3. の取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	252,383	2,124	△1,391

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等 (百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	2,644
	買建	3,173
店頭	為替予約	
	売建	12,949,830
	買建	16,983,861
	通貨オプション	
	売建	4,065,115
	買建	4,124,246

次へ

(3) 株式関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	61,583	—	1,641	1,641
	買建	3,170	—	△105	△105
	株式指数先物オプション				
	売建	17,671	—	256	△0
	買建	50,796	—	390	33
店頭	株式店頭オプション				
	売建	40,095	2,081	1,664	116
	買建	74,223	6,893	3,527	△938
	株式店頭先渡取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	2,233	—	△142	△142
	合計	—	—	—	604

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	619,928	—	△514	△514
	買建	852,153	—	3,293	3,293
	債券先物オプション				
	売建	173,073	—	409	164
	買建	133,577	—	465	△129
店頭	債券店頭オプション				
	売建	31,513	—	114	41
	買建	68,548	707	563	144
	合計	—	—	—	3,000

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション 売建	131,197	77,335	6,174	1,779
	買建	131,197	77,335	3,607	1,004
	合計	—	—	—	2,784

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ 売建	19,669	16,278	17	17
	買建	502,951	498,680	84,555	84,555
	合計	—	—	—	84,572

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系) 売建	166	—	8	△2
	買建	166	—	7	5
	合計	—	—	—	2

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

次へ

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けています。また、国内連結子会社においては退職給付信託を設定しております。

なお、厚生年金基金（総合型）の年金資産残高のうち、当社連結子会社の掛金拠出割合に基づく当連結会計年度末及び前連結会計年度末の年金資産残高はそれぞれ20,064百万円、27,314百万円であります。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)	当連結会計年度末 (平成15年3月31日)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
退職給付債務 (A)	△1,370,677	△1,299,013
年金資産 (B)	1,087,697	897,904
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△282,980	△401,109
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	123,516	58,321
未認識数理計算上の差異 (E)	386,566	644,686
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	227,102	301,898
前払年金費用 (G)	263,721	310,379
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	△36,619	△8,480

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

3. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
勤務費用	40,019	27,200
利息費用	46,193	40,817
期待運用収益	△41,188	△41,080
過去勤務債務の費用処理額	△104,493	△571
数理計算上の差異の費用処理額	13,789	38,279
会計基準変更時差異の費用処理額	41,928	32,967
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	3,796	6,945
退職給付費用	<u>46</u>	<u>104,557</u>

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)	当連結会計年度末 (平成15年3月31日)
(1) 割引率	2.1%~3.0%	2.1%~2.5%
(2) 期待運用収益率	1.0%~7.8%	1.3%~6.2%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一時損益処理	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度全額~15年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしておりますが、一部の連結子会社において発生年度に全額償却することとしております。）	主として10年~12年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。）
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	主として5年	主として5年

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金損金算入限度超過額 1,301,166百万円	繰越欠損金 1,970,038百万円
繰越欠損金 804,999百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額 993,341百万円
その他有価証券評価差額 345,789百万円	有価証券償却算入限度超過額 432,382百万円
有価証券償却算入限度超過額 225,999百万円	有価証券(退職給付信託拠出分) 132,214百万円
その他 304,223百万円	その他 204,494百万円
繰延税金資産小計 2,982,177百万円	繰延税金資産小計 3,732,470百万円
評価性引当額 △333,720百万円	評価性引当額 △1,554,684百万円
繰延税金資産合計 2,648,456百万円	繰延税金資産合計 2,177,785百万円
繰延税金負債	繰延税金負債
前払年金費用 △98,013百万円	前払年金費用 △126,167百万円
その他 △57,074百万円	その他 △88,858百万円
繰延税金負債合計 △155,087百万円	繰延税金負債合計 △215,025百万円
繰延税金資産の純額 2,493,369百万円	繰延税金資産の純額 1,962,760百万円
平成14年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	平成15年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
繰延税金資産 2,509,110百万円	繰延税金資産 1,966,929百万円
繰延税金負債 15,741百万円	繰延税金負債 4,169百万円
	2. 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」および「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」および「資本等の金額」が課税標準となる法人事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例および府条例にもとづく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する連結会計年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。
	この変更に伴い、繰延税金資産の金額は13,674百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額は12,871百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債の金額は14,027百万円増加し、土地再評価差額金の金額は同額減少しております。また、その他有価証券評価差額金は6百万円減少しております。

(注) 当連結会計年度、前連結会計年度ともに税金等調整前当期純損失を計上しているため、「法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳」は、記載しておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,570,407	1,021,454	354,392	235,929	5,182,183	—	5,182,183
(2) セグメント間の内部経常収益	150,725	164,690	43,540	59,817	418,773	(418,773)	—
計	3,721,132	1,186,144	397,932	295,747	5,600,956	(418,773)	5,182,183
経常費用	5,156,794	1,012,734	381,442	313,293	6,864,264	(332,230)	6,532,033
経常利益（△は経常損失）	△1,435,661	173,409	16,490	△17,545	△1,263,307	(86,542)	△1,349,850
II 資産	137,325,053	13,682,037	7,404,657	7,711,025	166,122,774	(14,810,346)	151,312,427

当連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,724,280	312,331	278,081	114,637	3,429,331	—	3,429,331
(2) セグメント間の内部経常収益	25,237	92,806	54,865	17,314	190,224	(190,224)	—
計	2,749,517	405,137	332,947	131,952	3,619,555	(190,224)	3,429,331
経常費用	4,898,509	349,570	383,136	98,838	5,730,054	(179,101)	5,550,953
経常利益（△は経常損失）	△2,148,991	55,567	△50,188	33,114	△2,110,499	(11,122)	△2,121,621
II 資産	119,656,530	13,375,709	7,510,016	5,016,293	145,558,549	(17,739,667)	127,818,881

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 米州には、カナダ、アメリカ等が属しております。欧州には、イギリス等が属しております。アジア・オセアニアには、香港、シンガポール等が属しております。

3. 会計処理基準等の変更

(前連結会計年度)

金融商品に係る会計基準

市場価格のある株式の配当金につき、従来発行会社の株主総会や取締役会等において配当金に関する決議のあった日の属する会計年度に収益計上してはいたしましたが、当連結会計年度より各銘柄の公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当額を見積り計上しております。また、当連結会計年度より、売買目的以外の有価証券についても売買契約の認識基準を約定基準に変更しております。これらの変更により従来の方法を適用した場合に比べ、日本について経常収益は36,081百万円増加し、経常損失は同額減少しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）

	金額（百万円）
I 海外経常収益	1,611,776
II 連結経常収益	5,182,183
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合（%）	31.10

当連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	金額（百万円）
I 海外経常収益	705,050
II 連結経常収益	3,429,331
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合（%）	20.55

（注）1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2. 海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
連結ベースの1株当たり純資産額	295,093円14銭	△44,261円37銭
連結ベースの1株当たり当期純損失	108,003円27銭	249,644円44銭
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—

(注) 1. 前連結会計年度の連結ベースの1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」及び「連結子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

2. 前連結会計年度の連結ベースの1株当たり当期純損失は、連結当期純損失から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数（「自己株式」及び「連結子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

3. 当連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

なお、これによる連結ベースの1株当たり純資産額及び連結ベースの1株当たり当期純損失金額への影響はございません。

4. 当連結会計年度の連結ベースの1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
連結ベースの1株当たり当期純損失		249,644円44銭
当期純損失	百万円	2,353,424
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純損失	百万円	2,353,424
普通株式の期中平均株式数	千株	9,427

5. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当連結会計年度、前連結会計年度は1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式 第三回第三種優先株式、第七回第七種優先株式 第八回第八種優先株式、第九回第九種優先株式 第十回第十種優先株式 なお、上記優先株式の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。

次へ

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																																																	
<p>当社は、平成14年4月1日に、商法の簡易分割制度を活用して、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行より、「証券子会社管理営業及び信託銀行子会社管理営業」を承継し、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社を当社の直接の子会社といたしました。この子会社管理営業分割により、当社は分割会社3行から資産420,000百万円、負債220,000百万円を承継いたしました。また、当社の3行に対する出資の額は200,000百万円減少いたしました。なお、この子会社管理営業分割において、新株発行をしていないため、当社の資本金及び資本準備金の額は変動しておりません。</p> <p>また、当社の子会社である第一勧業銀行、富士銀行及び日本興業銀行の3行は、平成14年4月1日に、会社分割及び合併により、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編（以下「本件分割合併」という。）いたしました。</p> <p>なお、第一勧業銀行はみずほ銀行に、富士銀行はみずほコーポレート銀行に商号を変更いたしました。</p> <p>本件分割合併において、</p> <p>(1) 第一勧業銀行は、吸収分割の方法により、富士銀行から「カスタマー・コンシューマー銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、第一勧業銀行が承継した資産・負債の内訳は以下の通りであります。</p>		<p>当社は、平成15年5月26日開催の取締役会において資本の減少について決議し、平成15年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 資本減少の目的 当社財務体質改善のための欠損填補及び今後の財務政策上の柔軟性・機動性確保のため。</p> <p>(2) 資本減少の方法 株式数の変更を行わず、資本の額のみを減少する方法による。</p> <p>(3) 減少する資本の額 1,442,000百万円</p> <p>(4) 効力発生の予定日 平成15年8月5日（予定）</p>																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>科 目</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資産の部)</td> <td></td> <td>(負債の部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>2,482,514</td> <td>預金</td> <td>24,360,681</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>372</td> <td>譲渡性預金</td> <td>1,049,850</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>42,249</td> <td>特定取引負債</td> <td>25,641</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td>690</td> <td>借入金</td> <td>1,470</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,039,513</td> <td>外国為替</td> <td>1,253</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>18,504,006</td> <td>その他負債</td> <td>1,209,586</td> </tr> <tr> <td>外国為替</td> <td>58,823</td> <td>賞与引当金</td> <td>4,776</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>739,857</td> <td>退職給付引当金</td> <td>31,230</td> </tr> <tr> <td>動産不動産</td> <td>455,609</td> <td>債権売却損失引当金</td> <td>20,537</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>309,842</td> <td>特定債務者支援引当金</td> <td>32,400</td> </tr> <tr> <td>支払承諾見返</td> <td>482,387</td> <td>支払承諾</td> <td>482,387</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>△286,434</td> <td>負債の部合計</td> <td>27,219,815</td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td>△97,300</td> <td>差引正味財産</td> <td>512,317</td> </tr> <tr> <td>資産の部合計</td> <td>27,732,133</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)	(資産の部)		(負債の部)		現金預け金	2,482,514	預金	24,360,681	買入金銭債権	372	譲渡性預金	1,049,850	特定取引資産	42,249	特定取引負債	25,641	金銭の信託	690	借入金	1,470	有価証券	5,039,513	外国為替	1,253	貸出金	18,504,006	その他負債	1,209,586	外国為替	58,823	賞与引当金	4,776	その他資産	739,857	退職給付引当金	31,230	動産不動産	455,609	債権売却損失引当金	20,537	繰延税金資産	309,842	特定債務者支援引当金	32,400	支払承諾見返	482,387	支払承諾	482,387	貸倒引当金	△286,434	負債の部合計	27,219,815	投資損失引当金	△97,300	差引正味財産	512,317	資産の部合計	27,732,133				
科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)																																																																
(資産の部)		(負債の部)																																																																	
現金預け金	2,482,514	預金	24,360,681																																																																
買入金銭債権	372	譲渡性預金	1,049,850																																																																
特定取引資産	42,249	特定取引負債	25,641																																																																
金銭の信託	690	借入金	1,470																																																																
有価証券	5,039,513	外国為替	1,253																																																																
貸出金	18,504,006	その他負債	1,209,586																																																																
外国為替	58,823	賞与引当金	4,776																																																																
その他資産	739,857	退職給付引当金	31,230																																																																
動産不動産	455,609	債権売却損失引当金	20,537																																																																
繰延税金資産	309,842	特定債務者支援引当金	32,400																																																																
支払承諾見返	482,387	支払承諾	482,387																																																																
貸倒引当金	△286,434	負債の部合計	27,219,815																																																																
投資損失引当金	△97,300	差引正味財産	512,317																																																																
資産の部合計	27,732,133																																																																		
<p>注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。</p> <p>2. 有価証券は、評価差額金振戻後の金額を表示しております。</p>																																																																			

前連結会計年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

当連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

(2) 第一勧業銀行は、第一勧業銀行を存続会社とする吸収合併の方法により、株式会社みずほ統合準備銀行から日本興業銀行の「カスタマー・コンシューマー銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、第一勧業銀行が承継した資産・負債の内訳は以下の通りであります。

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,770,095	預金	808,698
特定取引資産	89,449	譲渡性預金	566,600
金銭の信託	851	債券	6,101,713
有価証券	377,905	特定取引負債	89,915
貸出金	2,855,164	借入金	846
外国為替	7,926	その他負債	398,856
その他資産	52,181	賞与引当金	568
動産不動産	18,691	債権売却損失引当金	1,802
債券繰延資産	4,095	支払承諾	36,109
繰延税金資産	65,737		
支払承諾見返	36,109		
貸倒引当金	△70,075		
投資損失引当金	△92		
		負債の部合計	8,005,112
資産の部合計	8,208,039	差引正味財産	202,926

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券は、評価差額金振戻後の金額を表示しております。

(3) 富士銀行は、吸収分割の方法により、第一勧業銀行から「コーポレート銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、富士銀行が承継した資産・負債の内訳は以下の通りであります。

前連結会計年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

当連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	607,542	預金	10,684,813
コールローン	206,573	譲渡性預金	1,573,086
買入金銭債権	40,529	コールマネー	140,361
特定取引資産	340,418	特定取引負債	83,345
金銭の信託	43,442	借入金	2,567
有価証券	3,165,489	外国為替	590,231
貸出金	11,330,954	その他負債	3,255,109
外国為替	631,786	賞与引当金	1,248
その他資産	238,880	退職給付引当金	2,546
動産不動産	8,769	支払承諾	1,229,018
繰延税金資産	346,042		
支払承諾見返	1,229,018		
貸倒引当金	△491,170		
投資損失引当金	△373		
		負債の部合計	17,562,329
資産の部合計	17,697,905	差引正味財産	135,576

注1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.有価証券は、評価差額金振戻後の金額を表示しております。

(4) 富士銀行は、富士銀行を存続会社とする吸収合併の方法により、日本興業銀行から「コーポレート銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、富士銀行が承継した資産・負債の内訳は以下の通りであります。

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,868,974	預金	13,932,364
コールローン	215,604	譲渡性預金	2,715,221
買現先勘定	117,222	債券	9,703,856
買入金銭債権	16,492	コールマネー	1,515,354
特定取引資産	1,862,091	売現先勘定	1,730,554
金銭の信託	6	売渡手形	943,700
有価証券	7,243,221	コマーシャル・ ペーパー	60,000
貸出金	16,342,313	特定取引負債	1,332,322
外国為替	162,892	借入金	1,481,067
その他資産	8,172,966	外国為替	37,582
動産不動産	236,233	その他負債	3,327,330
債券繰延資産	39	賞与引当金	1,370
繰延税金資産	466,067	退職給付引当金	5,767
支払承諾見返	1,428,491	偶発損失引当金	134,203
貸倒引当金	△288,992	再評価に係る繰 延税金負債	54,141
投資損失引当金	△87	支払承諾	1,428,491
		負債の部合計	38,403,327
資産の部合計	38,843,537	差引正味財産	440,209

注1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.有価証券は、評価差額金振戻後の金額を表示しております。

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)										
<p>なお、本件分割合併に伴い、資本準備金が1,849,982百万円減少しております。この見合科目の内訳は以下の通りであります。</p>											
<table> <tr> <td>有価証券の減少</td> <td>847,166百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産の減少</td> <td>167,298百万円</td> </tr> <tr> <td>再評価差額金の減少</td> <td>111,660百万円</td> </tr> <tr> <td>連結剰余金の増加</td> <td>896,131百万円</td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定の増加</td> <td>51,045百万円</td> </tr> </table>	有価証券の減少	847,166百万円	その他資産の減少	167,298百万円	再評価差額金の減少	111,660百万円	連結剰余金の増加	896,131百万円	為替換算調整勘定の増加	51,045百万円	
有価証券の減少	847,166百万円										
その他資産の減少	167,298百万円										
再評価差額金の減少	111,660百万円										
連結剰余金の増加	896,131百万円										
為替換算調整勘定の増加	51,045百万円										

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当社	普通社債	平成12年11月	850,000	850,000 [-]	0.62～ 2.67	なし	平成20年3月～	(注) 1,4
※1	普通社債	—	177,900	—	—	—	—	(注) 3
	転換社債	—	8,432 (63,280千米ドル)	—	—	—	—	(注) 2,3
※2	割引みずほ銀行債券	平成14年3月～ 平成15年3月	3,962,829	1,898,586 [1,898,586]	0.05～ 0.08	なし	平成15年4月～ 平成16年4月	(注) 1,3,4
	割引みずほ銀行債券(保護 預り専用)	平成14年3月～ 平成15年3月	266,959	302,992 [302,992]	0.02～ 0.06	なし	平成15年4月～ 平成16年4月	(注) 1,3,4
	利付みずほ銀行債券	平成10年3月～ 平成15年3月	154,229	118,102 [23,656]	0.14～ 1.20	なし	平成15年4月～ 平成20年4月	(注) 1,3,4
	利付みずほ銀行債券(利子 一括払)	平成10年3月～ 平成15年3月	852,093	775,821 [98,637]	0.14～ 1.20	なし	平成15年4月～ 平成20年4月	(注) 1,3,4
	利付みずほ銀行債券 (財形)	平成10年3月～ 平成15年3月	774,408	734,233 [94,664]	0.14～ 1.10	なし	平成15年4月～ 平成20年4月	(注) 1,3,4
	利付みずほ銀行債券 (財形・利子 一括払)	平成10年3月～ 平成15年3月	91,193	89,003 [17,422]	0.14～ 1.10	なし	平成15年4月～ 平成20年4月	(注) 1,3,4
※3	普通社債	平成9年9月	3,100	3,100 [-]	3.00	なし	平成24年11月	(注) 1,3
	利付みずほコーポレート銀行債券	平成10年4月～ 平成15年3月	8,693,170	7,521,380 [1,867,500]	0.65～ 2.00	なし	平成15年4月～ 平成20年3月	(注) 1,3,4
	利付みずほコーポレート銀行債券 (3年)	平成14年2月	15,000	15,000 [-]	0.90	なし	平成17年2月	(注) 1,3,4
	利付みずほコーポレート銀行債券 (2年)	平成13年10月～ 平成14年6月	473,000	304,600 [153,200]	0.35～ 0.65	なし	平成15年10月～ 平成16年5月	(注) 1,3,4
	外貨建債券	平成元年7月～ 平成12年11月	28,006 (75,000千米ドル)	36,745 [-] (57,000千米ドル)	1.00～ 9.37	なし	平成16年6月～ 平成24年11月	(注) 1,2,3,4

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
※4	普通社債	—	672,314 (208,000千米ドル) (7,000千英ポンド)	—	—	—	—	(注) 2,3
※5	普通社債	—	693,011 (1,741,500千米ドル)	—	—	—	—	(注) 2,3
※6	普通社債	—	570,522 (357,591千米ドル) (9,130千ユーロ)	—	—	—	—	(注) 2,3
※7	普通社債	平成5年3月～ 平成14年9月	—	672,794 [-] (110,000千米ドル)	0.00～ 5.10	なし	平成17年12月～	(注) 1,2,3,4
※8	普通社債	平成7年6月～ 平成12年3月	—	664,490 [-] (1,283,374千米ドル)	0.00～ 8.80	なし	平成16年4月～	(注) 1,2,3,4
※9	普通社債	平成7年8月～ 平成15年3月	—	93,220 [44,337] (81,922千米ドル) (9,130千ユーロ)	0.00～ 9.00	なし	平成15年4月～ 平成33年2月	(注) 1,2,3,4
	合計	—	18,286,169	14,080,072	—	—	—	—

- (注) 1. 「当期末残高」欄の〔 〕書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
2. 「前期末残高」欄及び「当期末残高」欄の()書きは、外貨建ての金額であります。
3. ※1は前期末時点での国内連結子会社安田信託銀行株式会社の発行した普通社債、旧商法にもとづき発行された
転換社債をまとめて記載しております。
※2は国内連結子会社株式会社みずほ銀行の発行した普通社債をまとめて記載しております。
※3は国内連結子会社株式会社みずほコーポレート銀行の発行した普通社債をまとめて記載しております。
※4は前期末時点での海外連結子会社DKB Finance (Aruba) A.E.C.、Dai-Ichi Kangyo Australia Limited、DKB
Asia Limited等の発行した普通社債をまとめて記載しております。
※5は前期末時点での海外連結子会社The Fuji Bank and Trust Company、Fuji International Finance
(Australia) Limited、YTB Finance (Aruba) A.E.C.、Fuji Finance (Cayman) Limitedの発行した普通社債
をまとめて記載しております。
※6は前期末時点での海外連結子会社Mizuho Finance (Curacao) N.V.、Mizuho International plcの発行した普
通社債をまとめて記載しております。
※7は海外連結子会社Mizuho Finance (Aruba) A.E.C.の発行した普通社債をまとめて記載しております。
※8は海外連結子会社Mizuho Finance (Cayman) Limited、Mizuho Finance (Curacao) N.V.の発行した普通社債
をまとめて記載しております。
※9は海外連結子会社Mizuho Corporate Australia Ltd.、Mizuho Corporate Asia (HK) Limited、Mizuho
International plc、Mizuho Corporate Bank (USA)の発行した普通社債をまとめて記載しております。
4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	4,500,996	2,190,546	2,083,071	1,730,184	1,470,436

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	2,553,382	1,393,633	2.33	—
再割引手形	8,975	14,399	3.65	—
借入金	2,544,406	1,379,233	2.32	平成15年4月～

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	489,438	195,404	129,302	33,503	33,178

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	711,382	563,400	0.23	—

(2) 【その他】

該当ありません。

監査報告書

平成14年6月25日

株式会社みずほホールディングス

取締役社長 前田 晃伸 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 大屋 隆司
関与社員

代表社員 公認会計士 山手 章
関与社員

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 甲良 好夫
関与社員

代表社員 公認会計士 岩原 淳一
関与社員

代表社員 公認会計士 鈴木 啓之
関与社員

代表社員 公認会計士 成澤 和己
関与社員

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の財務諸表が株式会社みずほホールディングスの平成14年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前事業年度に係る監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の監査報告書

平成15年6月24日

株式会社みずほホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己

関与社員 公認会計士 松村 直季

関与社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほホールディングスの平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成15年5月26日に開催の取締役会において資本の減少について決議し、平成15年6月24日開催の定時株主総会において、承認可決した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、「独立監査人の監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度末 (平成14年3月31日)		当事業年度末 (平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金		46,736		14,725	
親会社株式		—		117,043	
前払費用		76		287	
繰延税金資産		129		111	
その他		19,702		2,027	
流動資産合計		66,645	0.9	134,196	3.8
固定資産					
有形固定資産	※1	2,630		2,266	
建物		1,309		1,237	
器具及び備品		1,321		1,029	
無形固定資産		3,302		3,621	
商標権		131		—	
ソフトウェア		986		3,467	
その他		2,184		153	
投資その他の資産		7,392,841		3,430,135	
関係会社株式		6,541,059		6,361,978	
関係会社社債	※2	650,000		650,000	
関係会社長期貸付金	※2	200,000		200,000	
その他		1,782		1,665	
投資損失引当金		—		△3,783,508	
固定資産合計		7,398,775	99.1	3,436,022	96.2
繰延資産					
創立費		2,314		1,543	
繰延資産合計		2,314	0.0	1,543	0.0
資産合計		7,467,735	100.0	3,571,762	100.0

区分	注記 番号	前事業年度末 (平成14年3月31日)		当事業年度末 (平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
コマーシャル・ペーパー		—		410,000	
未払金		70		760	
未払費用		649		224	
未払法人税等		290		41	
未払事業所税		21		15	
未払消費税等		153		—	
預り金		32		238	
賞与引当金		—		226	
その他		38		37	
流動負債合計		1,255	0.0	411,544	11.5
固定負債					
社債	※3	850,000		850,000	
繰延税金負債		—		57	
退職給付引当金		—		76	
固定負債合計		850,000	11.4	850,134	23.8
負債合計		851,255	11.4	1,261,678	35.3
(資本の部)					
資本金	※4	2,572,000	34.4	—	—
資本準備金	※6	3,891,642	52.1	—	—
利益準備金		4,350	0.1	—	—
その他の剰余金					
当期末処分利益		148,573		—	
その他の剰余金合計		148,573	2.0	—	—
自己株式		△85	△0.0	—	—
資本合計		6,616,479	88.6	—	—
資本金	※4	—	—	2,442,000	68.4
資本剰余金					
資本準備金	※6	—		444,672	
その他資本剰余金		—		3,248,642	

区分	注記 番号	前事業年度末 (平成14年3月31日)		当事業年度末 (平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
資本準備金減少差益	※6	—		3,248,642	
資本剰余金合計		—	—	3,693,314	103.4
利益剰余金					
当期末処理損失		—		3,808,386	
利益剰余金合計		—	—	△3,808,386	△106.6
その他有価証券評価差額金		—	—	△16,844	△0.5
資本合計		—	—	2,310,083	64.7
負債資本合計		7,467,735	100.0	3,571,762	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)		百分比 (%)	百分比 (%)
		金額 (百万円)		金額 (百万円)			
営業収益							
関係会社受取配当金	※1	96,797		—			
関係会社受入手数料	※1	18,366		14,552			
関係会社有価証券利息	※1	6,176		6,037			
関係会社貸付金利息	※1	1,741	123,082	1,692	22,282	100.0	100.0
営業費用							
社債利息		7,913		7,730			
販売費及び一般管理費	※3	14,388	22,301	12,948	20,678	18.1	92.8
営業利益			100,780		1,604	81.9	7.2
営業外収益							
受取利息	※2	18		1			
受入手数料		3		—			
受取賃貸料	※2	—		102			
その他	※2	12	35	16	119	0.0	0.5
営業外費用							
支払利息		—		295			
創立費償却		771		771			
その他		6	778	2	1,069	0.6	4.8
経常利益			100,037		655	81.3	2.9
特別利益							
固定資産処分益	※4	2	2	63	63	0.0	0.3
特別損失							
固定資産処分損	※5	135		37			
関係会社株式処分損		—		25,291			
投資損失引当金繰入		—		3,783,508			
その他		—	135	15	3,808,852	0.1	17,093.2
税引前当期純利益 (△は 税引前当期純損失)			99,905		△3,808,133	81.2	△17,090.0
法人税、住民税及び事業 税		1,319		176			
法人税等調整額		20	1,340	75	252	1.1	1.1
当期純利益 (△は当期純 損失)			98,565		△3,808,386	80.1	△17,091.1

		前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
			百分比 (%)		百分比 (%)
前期繰越利益			50,007		93,587
会社分割による前期繰越 利益の減少額			—		93,587
当期未処分利益 (△は当 期未処理損失)			148,573		△3,808,386

③【利益処分計算書及び損失処理計算書】

利益処分計算書

損失処理計算書

		前事業年度 (定時株主総会承認日 平成14年6月25日)			当事業年度 (定時株主総会承認日 平成15年6月24日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	区分	注記 番号	金額 (百万円)
当期末処分利益		148,573	(当期末処理損失の 処理)		
利益処分額		54,985	当期末処理損失		3,808,386
第一回第一種 優先株式配当金	(1株につき 22,500円) 742		損失処理額		3,248,642
第二回第二種 優先株式配当金	(1株につき 8,200円) 820		その他資本剰余金取 崩額		3,248,642
第三回第三種 優先株式配当金	(1株につき 14,000円) 1,400		次期繰越損失		559,744
第四回第四種 優先株式配当金	(1株につき 47,600円) 7,140				
第六回第六種 優先株式配当金	(1株につき 42,000円) 6,300		(その他資本剰余金の 処分)		
第七回第七種 優先株式配当金	(1株につき 11,000円) 1,375		その他資本剰余金		3,248,642
第八回第八種 優先株式配当金	(1株につき 8,000円) 1,000		その他資本剰余金処分 額		3,248,642
第九回第九種 優先株式配当金	(1株につき 17,500円) 2,450		当期末処理損失補填 額		3,248,642
第十回第十種 優先株式配当金	(1株につき 5,380円) 753		その他資本剰余金次期 繰越額		—
普通株式配当金	(1株につき 3,500円) 33,004				
次期繰越利益		93,587			

次へ

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及びその他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。	有価証券の評価は、子会社株式及びその他有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年～38年 器具及び備品 : 3年～20年 (2)無形固定資産 商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	(1)有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年～38年 器具及び備品 : 2年～20年 (2)無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	創立費については商法の規定により毎期均等額（5年）を償却しております。	同左

	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
4. 引当金の計上基準	—————	<p>(1) 投資損失引当金 有価証券投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
5. 外貨建資産の本邦通貨への換算基準	—————	外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための重要な事項	—————	<p>(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	—————	<p>(2) 1株当たり情報</p> <p>「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以降開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針によっております。なお、この変更による影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p>

(追加情報)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
前事業年度において流動資産の「その他」に計上していた自己株式(前事業年度末0百万円)は、財務諸表等規則の改正により当事業年度末においては資本の部の末尾に表示しております。	—————

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度末 (平成14年3月31日)	当事業年度末 (平成15年3月31日)																																						
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は676百万円となっております。</p> <p>※2. 関係会社社債及び関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※3. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※4. 会社が発行する株式の総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">25,000,000株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,063,000株</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-top: 10px;">発行済株式の総数</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">9,430,250.71株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,063,000株</td> </tr> </table>	普通株式	25,000,000株	優先株式	1,063,000株	発行済株式の総数		普通株式	9,430,250.71株	優先株式	1,063,000株	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は1,048百万円となっております。</p> <p>※2. 関係会社社債及び関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※3. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※4. 会社が発行する株式の総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">25,000,000株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,063,000株</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-top: 10px;">発行済株式の総数</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">9,430,250.71株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,063,000株</td> </tr> </table> <p>5. 「貸借対照表上の純資産額からその他有価証券評価差額金を控除した金額」から「資本金及び資本準備金の合計額」を差し引いた資本の欠損の額は、559,744百万円であります。</p> <p>※6. 商法第289条第2項の規定に基づき、当期中に資本準備金を減少させております。これに伴い、資本準備金は3,248,642百万円減少し、その他資本剰余金中の「資本準備金減少差益」は3,248,642百万円増加しております。</p> <p>7. 配当制限</p> <p style="padding-left: 20px;">当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第一回第一種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1株につき 22,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第二回第二種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1株につき 8,200円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第三回第三種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1株につき 14,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第四回第四種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1株につき 47,600円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第六回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1株につき 42,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第七回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1株につき 11,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第八回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1株につき 8,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第九回第九種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1株につき 17,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第十回第十種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1株につき 5,380円</td> </tr> </table>	普通株式	25,000,000株	優先株式	1,063,000株	発行済株式の総数		普通株式	9,430,250.71株	優先株式	1,063,000株	第一回第一種優先株式	1株につき 22,500円	第二回第二種優先株式	1株につき 8,200円	第三回第三種優先株式	1株につき 14,000円	第四回第四種優先株式	1株につき 47,600円	第六回第六種優先株式	1株につき 42,000円	第七回第七種優先株式	1株につき 11,000円	第八回第八種優先株式	1株につき 8,000円	第九回第九種優先株式	1株につき 17,500円	第十回第十種優先株式	1株につき 5,380円
普通株式	25,000,000株																																						
優先株式	1,063,000株																																						
発行済株式の総数																																							
普通株式	9,430,250.71株																																						
優先株式	1,063,000株																																						
普通株式	25,000,000株																																						
優先株式	1,063,000株																																						
発行済株式の総数																																							
普通株式	9,430,250.71株																																						
優先株式	1,063,000株																																						
第一回第一種優先株式	1株につき 22,500円																																						
第二回第二種優先株式	1株につき 8,200円																																						
第三回第三種優先株式	1株につき 14,000円																																						
第四回第四種優先株式	1株につき 47,600円																																						
第六回第六種優先株式	1株につき 42,000円																																						
第七回第七種優先株式	1株につき 11,000円																																						
第八回第八種優先株式	1株につき 8,000円																																						
第九回第九種優先株式	1株につき 17,500円																																						
第十回第十種優先株式	1株につき 5,380円																																						

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																								
<p>※1. 営業収益のうち関係会社との取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社受取配当金</td> <td style="text-align: right;">96,797百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社受入手数料</td> <td style="text-align: right;">18,366百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社有価証券利息</td> <td style="text-align: right;">6,176百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社貸付金利息</td> <td style="text-align: right;">1,741百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 営業外収益のうち関係会社との取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取利息</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料・手当</td> <td style="text-align: right;">7,271百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">503百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地建物機械賃借料</td> <td style="text-align: right;">2,237百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">1,439百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">業務委託費</td> <td style="text-align: right;">1,373百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 固定資産処分益は、器具及び備品に係る売却益であります。</p> <p>※5. 固定資産処分損は、建物に係る売却損129百万円、器具及び備品に係る売却損3百万円、その他有形固定資産に係る除却損2百万円であります。</p>	関係会社受取配当金	96,797百万円	関係会社受入手数料	18,366百万円	関係会社有価証券利息	6,176百万円	関係会社貸付金利息	1,741百万円	受取利息	18百万円	その他	3百万円	給料・手当	7,271百万円	減価償却費	503百万円	土地建物機械賃借料	2,237百万円	広告宣伝費	1,439百万円	業務委託費	1,373百万円	<p>※1. 営業収益のうち関係会社との取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社受入手数料</td> <td style="text-align: right;">14,552百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社有価証券利息</td> <td style="text-align: right;">6,037百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社貸付金利息</td> <td style="text-align: right;">1,692百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 営業外収益のうち関係会社との取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取賃貸料</td> <td style="text-align: right;">94百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料・手当</td> <td style="text-align: right;">4,387百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,212百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地建物機械賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,606百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">928百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">業務委託費</td> <td style="text-align: right;">2,062百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 固定資産処分益は、商標権に係る売却益48百万円、器具及び備品に係る売却益15百万円であります。</p> <p>※5. 固定資産処分損は、建物に係る売却損29百万円、器具及び備品に係る売却損4百万円、ソフトウェアに係る除却損3百万円であります。</p>	関係会社受入手数料	14,552百万円	関係会社有価証券利息	6,037百万円	関係会社貸付金利息	1,692百万円	受取賃貸料	94百万円	給料・手当	4,387百万円	減価償却費	1,212百万円	土地建物機械賃借料	1,606百万円	広告宣伝費	928百万円	業務委託費	2,062百万円
関係会社受取配当金	96,797百万円																																								
関係会社受入手数料	18,366百万円																																								
関係会社有価証券利息	6,176百万円																																								
関係会社貸付金利息	1,741百万円																																								
受取利息	18百万円																																								
その他	3百万円																																								
給料・手当	7,271百万円																																								
減価償却費	503百万円																																								
土地建物機械賃借料	2,237百万円																																								
広告宣伝費	1,439百万円																																								
業務委託費	1,373百万円																																								
関係会社受入手数料	14,552百万円																																								
関係会社有価証券利息	6,037百万円																																								
関係会社貸付金利息	1,692百万円																																								
受取賃貸料	94百万円																																								
給料・手当	4,387百万円																																								
減価償却費	1,212百万円																																								
土地建物機械賃借料	1,606百万円																																								
広告宣伝費	928百万円																																								
業務委託費	2,062百万円																																								

次へ

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	—————
(車両)	
取得価額相当額 10百万円	
減価償却累計額相当額 0百万円	
期末残高相当額 10百万円	
(2) 未経過リース料期末残高相当額	—————
1年内 2百万円	
1年超 10百万円	
合計 13百万円	
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(1) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 2百万円	支払リース料 2百万円
減価償却費相当額 1百万円	減価償却費相当額 4百万円
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(2) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。	同左
(5) 利息相当額の算定方法	(3) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左

(有価証券関係)

前事業年度末(平成14年3月31日)及び当事業年度末(平成15年3月31日)における子会社株式及び関連会社株式の時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																		
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">120百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">129百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">129百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">42.05%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">受取配当金等永久に益金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">△40.74%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.03%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1.34%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税損金不算入額	120百万円	その他	9百万円	繰延税金資産合計	129百万円	繰延税金資産の純額	129百万円	法定実効税率 (調整)	42.05%	受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	△40.74%	その他	0.03%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.34%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">1,531,942百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">143,971百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,675,914百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△1,675,802百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">111百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">△57百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">53百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 40px;">当事業年度は税引前当期純損失が計上されているので、記載しておりません。</p> <p>3. 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる法人事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。</p> <p style="padding-left: 40px;">この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債に与える影響はありません。</p>	繰延税金資産		投資損失引当金	1,531,942百万円	その他	143,971百万円	繰延税金資産小計	1,675,914百万円	評価性引当額	△1,675,802百万円	繰延税金資産合計	111百万円	繰延税金負債	△57百万円	繰延税金資産の純額	53百万円
繰延税金資産																																			
未払事業税損金不算入額	120百万円																																		
その他	9百万円																																		
繰延税金資産合計	129百万円																																		
繰延税金資産の純額	129百万円																																		
法定実効税率 (調整)	42.05%																																		
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	△40.74%																																		
その他	0.03%																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.34%																																		
繰延税金資産																																			
投資損失引当金	1,531,942百万円																																		
その他	143,971百万円																																		
繰延税金資産小計	1,675,914百万円																																		
評価性引当額	△1,675,802百万円																																		
繰延税金資産合計	111百万円																																		
繰延税金負債	△57百万円																																		
繰延税金資産の純額	53百万円																																		

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	494,962円03銭	38,289円91銭
1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)	8,286円55銭	△403,878円21銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	8,161円61銭	—

- (注) 1. 前事業年度の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
2. 前事業年度の1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
3. 当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
なお、これによる1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失への影響はございません。
4. 当事業年度の1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり当期純損失		403,878円21銭
当期純損失	百万円	3,808,386
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純損失	百万円	3,808,386
普通株式の期中平均株式数	千株	9,429

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当事業年度は1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。

	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第三種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、第九回第九種優先株式及び第十回第十種優先株式 なお、上記優先株式の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>当社は、平成14年4月1日に、商法の簡易分割制度を活用して、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行より、「証券子会社管理営業及び信託銀行子会社管理営業」を承継し、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社を当社の直接の子会社といたしました。この子会社管理営業分割により、当社は分割会社3行から資産420,000百万円、負債220,000百万円を承継いたしました。また、当社の3行に対する出資の額は200,000百万円減少いたしました。なお、この子会社管理営業分割において、新株発行をしていないため、当社の資本金及び資本準備金の額は変動していません。</p>	<p>当社は、平成15年5月26日開催の取締役会において資本の減少について決議し、平成15年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 資本減少の目的 当社財務体質改善のための欠損填補及び今後の財務政策上の柔軟性・機動性確保のため。</p> <p>(2) 資本減少の方法 株式数の変更を行わず、資本の額のみを減少する方法による。</p> <p>(3) 減少する資本の額 1,442,000百万円</p> <p>(4) 効力発生の予定日 平成15年8月5日(予定)</p>

④【附属明細表】

当事業年度（自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日）

【有価証券明細表】

該当ありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,423	46	47	1,422	185	74	1,237
器具及び備品	1,883	272	263	1,892	863	423	1,029
有形固定資産計	3,307	319	310	3,315	1,048	498	2,266
無形固定資産							
商標権	152	9	161	—	—	—	—
ソフトウェア	1,090	3,312	141	4,261	793	714	3,467
その他	2,184	147	2,178	153	0	0	153
無形固定資産計	3,427	3,468	2,481	4,414	793	714	3,621
繰延資産							
創立費	3,858	—	—	3,858	2,314	771	1,543
繰延資産計	3,858	—	—	3,858	2,314	771	1,543

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（百万円）		2,572,000	—	130,000	2,442,000
資本金のうち 既発行株式	普通株式（注1）（株）	(9,430,250.71)	(—)	(—)	(9,430,250.71)
	第一回 第一種優先株式（株）	(33,000)	(—)	(—)	(33,000)
	第二回 第二種優先株式（株）	(100,000)	(—)	(—)	(100,000)
	第三回 第三種優先株式（株）	(100,000)	(—)	(—)	(100,000)
	第四回 第四種優先株式（株）	(150,000)	(—)	(—)	(150,000)
	第六回 第六種優先株式（株）	(150,000)	(—)	(—)	(150,000)
	第七回 第七種優先株式（株）	(125,000)	(—)	(—)	(125,000)
	第八回 第八種優先株式（株）	(125,000)	(—)	(—)	(125,000)
	第九回 第九種優先株式（株）	(140,000)	(—)	(—)	(140,000)
	第十回 第十種優先株式（株）	(140,000)	(—)	(—)	(140,000)
	計（株）	(10,493,250.71)	(—)	(—)	(10,493,250.71)
	計(注2,3)（百万円）	2,572,000	—	130,000	2,442,000
資本準備金及 びその他資本 剰余金	(資本準備金)				
	株式移転差益（注4）（百万円）	3,891,642	—	3,446,969	444,672
	(その他資本剰余金) 資本準備金減少差益 （注5）（百万円）	—	3,248,642	—	3,248,642
	計（百万円）	3,891,642	3,248,642	3,446,969	3,693,314
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金)（注3）（百万円）	4,350	—	4,350	—
	(任意積立金）（百万円）	—	—	—	—
	計（百万円）	4,350	—	4,350	—

(注) 1. 当期末における自己株式はありません。

2. 資本金の内訳は、株式種類ごとの分別ができないため総額のみ記載しております。

3. 当期減少額は、平成15年3月12日のグループ経営体制の再編によるものであります。

4. 当期減少額は、平成15年2月5日開催臨時株主総会の決議に基づく資本準備金の減少額3,248,642百万円、平成15年3月12日のグループ経営体制の再編によるもの198,327百万円であります。

5. 当期増加額は、平成15年2月5日開催臨時株主総会の決議に基づく資本準備金の減少によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
投資損失引当金	—	3,783,508	—	—	3,783,508
賞与引当金	—	226	—	—	226
計	—	3,783,735	—	—	3,783,735

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	—
預金の種類	
普通預金	14,717
その他	8
小計	14,725
合計	14,725

② 固定資産

イ. 関係会社株式

区分	金額（百万円）
株式会社みずほコーポレート銀行	3,917,468
株式会社みずほ銀行	2,444,503
その他	6
合計	6,361,978

ロ. 関係会社社債

区分	金額（百万円）
株式会社みずほコーポレート銀行	650,000

ハ. 関係会社長期貸付金

区分	金額（百万円）
株式会社みずほ銀行	200,000

③ 流動負債

コマーシャル・ペーパー

410,000百万円

内容は⑤ 連結附属明細表 借入金等明細表 に記載しております。

④ 固定負債
社債

区分	金額（百万円）
第1回期限前償還条項付無担保変動利付社債（劣後特約付）	100,000
第2回期限前償還条項付無担保変動利付社債（劣後特約付）	100,000
第3回期限前償還条項付無担保変動利付永久社債（劣後特約付）	100,000
第4回期限前償還条項付無担保変動利付永久社債（劣後特約付）	200,000
第5回期限前償還条項付無担保変動利付社債（劣後特約付）	100,000
第6回期限前償還条項付無担保変動利付永久社債（劣後特約付）	250,000
合計	850,000

(3) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
株主名簿閉鎖の期間	—
基準日	3月31日
株券の種類	1株券・10株券・100株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
代理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき 250円
端株の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
代理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
買取手数料	次に定める算式により1株当たりの手数料金額を算定（円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額）し、これを買取った端株の数で按分した金額（円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額） (1) 1株当たり買取価格100万円以下の場合 当該金額の1.15% （2,500円に満たない場合には2,500円とする。） (2) 1株当たり買取価格100万円超の場合 当該金額の0.90%+2,500円
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	ありません

第7【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書
平成14年4月2日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (2) 臨時報告書
平成14年4月3日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号（連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれの発生）に基づく臨時報告書であります。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第2期）（自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）
平成14年6月26日
関東財務局長に提出。
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書
平成14年8月16日
関東財務局長に提出。
平成14年6月26日提出の第2期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (5) 発行登録書及びその添付書類
平成14年8月21日
関東財務局長に提出。
劣後特約付無担保社債の発行に係る登録書であります。
- (6) 有価証券報告書の訂正報告書
平成14年11月20日
関東財務局長に提出。
平成13年6月27日提出の第1期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (7) 半期報告書の訂正報告書
平成14年11月20日
関東財務局長に提出。
平成13年12月25日提出の第2期半期報告書に係る訂正報告書であります。
- (8) 有価証券報告書の訂正報告書
平成14年11月20日
関東財務局長に提出。
平成14年6月26日提出の第2期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (9) 臨時報告書
平成14年12月6日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換）に基づく臨時報告書であります。
- (10) 訂正発行登録書
平成14年12月20日
関東財務局長に提出。
平成14年8月21日提出上記（5）の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
- (11) 半期報告書
（第3期中）（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）
平成14年12月26日
関東財務局長に提出。

- (12) 訂正発行登録書
平成14年12月26日
関東財務局長に提出。
平成14年8月21日提出上記(5)の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
- (13) 臨時報告書
平成15年1月14日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2(株式交換)に基づく臨時報告書であります。
- (14) 臨時報告書
平成15年2月28日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生)に基づく臨時報告書であります。
- (15) 臨時報告書
平成15年3月11日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれの発生)に基づく臨時報告書であります。
- (16) 臨時報告書
平成15年3月12日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (17) 臨時報告書
平成15年3月12日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)及び第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (18) 臨時報告書
平成15年3月12日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (19) 有価証券報告書の訂正報告書
平成15年3月12日
関東財務局長に提出。
平成14年6月26日提出の第2期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (20) 半期報告書の訂正報告書
平成15年3月12日
関東財務局長に提出。
平成14年12月26日提出の第3期半期報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項ありません。